

紀美野町第4回定例会会議録

平成28年12月6日（火曜日）

---

○議事日程（第2号）

平成28年12月6日（火）午前9時06分開議

第 1 議案第93号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第 2 議案第94号 物品購入契約の締結について  
（平成28年度紀美野町事務処理用パソコン整備事業）

第 3 一般質問について

---

○会議に付した事件

日程第1から日程第3

---

○議員定数 12名

---

○出席議員

| 議席番号 | 氏 名       |
|------|-----------|
| 1 番  | 南 昭 和 君   |
| 2 番  | 上 柏 皖 亮 君 |
| 3 番  | 七良裕 光 君   |
| 4 番  | 町 田 富枝子 君 |
| 5 番  | 田 代 哲 郎 君 |
| 6 番  | 西 口 優 君   |
| 7 番  | 北 道 勝 彦 君 |
| 8 番  | 向井中 洋 二 君 |
| 9 番  | 伊 都 堅 仁 君 |
| 10番  | 美 野 勝 男 君 |
| 11番  | 美 濃 良 和 君 |
| 12番  | 小 椋 孝 一 君 |

---

○欠席議員

な し

---

○説明のため出席したもの

| 職 名       | 氏 名       |
|-----------|-----------|
| 町 長       | 寺 本 光 嘉 君 |
| 副 町 長     | 小 川 裕 康 君 |
| 教 育 長     | 橋 戸 常 年 君 |
| 消 防 長     | 家 本 宏 君   |
| 総 務 課 長   | 細 峪 康 則 君 |
| 企画管財課長    | 中 谷 昌 弘 君 |
| 住 民 課 長   | 増 谷 守 哉 君 |
| 税 務 課 長   | 西 岡 秀 育 君 |
| 保健福祉課長    | 湯 上 ひとみ 君 |
| 産 業 課 長   | 湯 上 章 夫 君 |
| 建 設 課 長   | 井 村 本 彦 君 |
| 教 育 次 長   | 前 田 勇 人 君 |
| 会 計 管 理 者 | 南 秀 秋 君   |
| 水 道 課 長   | 田 中 克 治 君 |
| まちづくり課長   | 西 岡 靖 倫 君 |
| 美 里 支 所 長 | 西 敏 明 君   |
| 代表監査委員    | 向 江 信 夫 君 |

---

○欠席したもの

な し

---

○出席事務局職員

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 大 東 淳 悟 君 |
| 書 記     | 井戸向 朋 紀 君 |

開 議

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

---

◎日程第1 議案第93号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第2 議案第94号 物品購入契約の締結について

（平成28年度紀美野町事務処理用パソコン整備事業）

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第93号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第2、議案第94号、物品購入契約の締結について（平成28年度紀美野町事務処理用パソコン整備事業）を一括議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第93号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことにより、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、1ページから5ページでございます。

まず、第8条の2の改正でございます。育児休業等に係るこの範囲の拡大でございま

す。

育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となるこの範囲を職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子にも拡大するものでございます。

3 ページをお開きください。

第 1 1 条の改正でございます。職員の休暇に介護時間を追加するものです。

第 1 5 条の改正でございます。職員の申し出に基づき、任命権者が 1 の継続する要介護状態後と、2、3 回か、かつ合計 6 月以下の範囲内で認められるようになるものでございます。

第 1 5 条の 2 は、介護時間の新設によるものでございます。任命権者が職員が介護のため勤務しないことが相当であると認める場合、連続する 3 年以下、1 日につき 2 時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みを新設するものでございます。

第 1 6 条の改正でございます。介護時間の承認について新たに定めたものでございます。

続きまして、附則でございます。

附則の第 1 条では、施行期日でございます。この改正条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

附則第 2 条では、経過措置について定めたものでございます。改正の日に介護休暇の初日から起算して 6 月を経過していないものについても、改正の日の後に残余の時間を分割して取得できるよう措置するものでございます。

4 ページをごらんください。

附則の第 3 条でございます。平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間は、第 8 条の 2 第 1 項中、「第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 9 3 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 5 ページをお開きください。

議案第 9 4 号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的でございます。平成28年度紀美野町事務処理用パソコン整備事業でございます。契約方法は指名競争入札、契約金額は1,571万6,160円でございます。契約の相手方は、和歌山県紀の川市貴志川町神戸893番地の3、有限会社カワカミ、代表取締役 河上泰三でございます。

以上、説明とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

◎日程第3 一般質問

○議長（小椋孝一君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告は6名です。順番に発言を許します。

7番、北道勝彦君。

(7番 北道勝彦君 登壇)

○7番（北道勝彦君） 質問させていただきます。

以前議会で質問させていただきましたが、その後も女性の管理職、課長への登用が少なく、質問をさせていただくことになりました。

女性職員を管理職（課長）に登用することについて。

国の方針は、男女雇用均等法に基づき女性を積極的に幹部に登用する方向で取り組んでいます。地方においても行政が先頭に立って女性職員を管理職に登用しています。そこで、紀美野町においては、女性職員の管理職登用をどのように考えているのか。

現在、女性の管理職員（課長）は何名か、また全管理職員における割合は何%か、女性を管理職員にすることによりどのような問題があるのか、また、それを解決する対策をどのようにすべきかお聞きします。同時に、人事権は町長の専権事項であるので、その責任にある町長から答弁を求めたいと思います。

(7番 北道勝彦君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時17分)

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時17分）

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） それでは、北道議員の一般質問にお答えをいたしたいと思っています。

これに関連いたしまして実は平成25年6月、また9月議会でも同様の質問があり、もう既に答弁をさせていただいているところでございますが、再度ここで答弁をさせていただきます。

北道議員の女性職員の管理職に登用することについての質問にお答えをいたします。

国におきましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成27年9月4日に公布施行されたところでございます。

この女性活躍推進法に基づき、国、地方公共団体301人以上の大企業は、まず1点目は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、そして2点目は、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定・届け出・周知・公表、そしてまた3点目には、自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければならないようになっております。300人以下の中小企業は努力義務ということでございます。

これを受け当町におきましても、紀美野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定いたしまして、女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取り組みを行っているところでございます。

議員御質問の女性管理職、課長職の職員数でございますが、現在のところ1人となっております。全管理職員における割合は6.3％となっております。当町における特定事業主行動計画において平成32年度までに管理的地位にある職員に占める女性割合を7％以上とする目標を掲げているところでございます。

管理職には、リーダーシップをはじめ部下職員の育成、企画立案、対外的な折衝、情報の活用等さまざまな能力が求められ、職務に対する意欲も一般の職員よりさらに必要となってまいります。

町におきましては、職員には男女の性別にかかわらず、管理監督者としての研修、能力開発のための自己啓発研修等に積極的に参加させ、職員としての資質や能力の向上

に努めているところであり、課長職等の重要役職への登用につきましては、個々の職員の意欲や能力、適性に応じて最もふさわしい職に登用しております。

今後もそれぞれ職員の能力、適性に応じた適正配置、また管理職への登用を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君）                      これで北道勝彦君の一般質問を終わります。

続いて、3番、七良浴 光君。

(3番 七良浴 光君 登壇)

○3番（七良浴 光君）                      私から2点お尋ねしたいと思います。

1点目、行政報告の内容について。

去る11月29日、町長の行政報告の中で、町営住宅新神原団地の建てかえに伴う建設候補地について、専門的な調査を行った結果、断念したとの報告がありましたが、調査会社等詳しい調査内容についてお尋ねします。

2点目、みさと天文台の駐車場等について。

天文台のイベントに多くの来場者が訪れ、駐車場が満車になっているため、帰る人が多数あるとの話を地元の人々から聞きました。そこで、駐車場の増設及び天文台付近の整備計画等についてお尋ねします。

以上。

(3番 七良浴 光君 降壇)

○議長（小椋孝一君）                      企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長（中谷昌弘君）                      ただいまの七良浴議員の御質問につきまして、私のほうから1つ目の行政報告の内容についてお答えをいたします。

議員御質問の調査内容につきましては、9月議会において御可決をいただきました町営住宅新神原団地建てかえに伴う建設候補地について、より安全で効率的な建てかえが可能かどうかについて調査を依頼したものでございます。

調査内容につきましては、昭和28年7月水害並びに平成23年9月台風時の水位を考慮して調査を行ってございます。

まず、昭和28年7月水害時における水位を示した標柱、十三神社を基準として現地

測量調査、美里町誌並びに県策定の紀の川水系貴志川圏域河川整備計画等をもとに調査し、結果として、造成工事費用が増大し土地の有効活用並びに周辺農地への影響などを総合的に考慮した中で、候補地として適していないと思われるとの報告がされてございます。

また、平成23年9月台風時の水位等の基準をもとに調査を行った結果、昭和28年7月水害以降、現在まで河川改修、橋梁整備などが実施された成果により、きょうまで建設候補地の浸水等は見受けられず、平成23年9月台風災害においても浸水した形跡は確認されておらず、建設候補地として妥当であると思われるという報告がなされてございます。

なお、調査委託業者につきましては、株式会社近代技研でございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長（前田勇人君） 私からは、七良浴議員御質問の2番目、みさと天文台の駐車場等についてお答えをさせていただきます。

みさと天文台は、平成7年にオープンして以来、昨年で20周年を迎えることができました。昨年度は20周年とのこともあり、記念イベント等も開催される中でここ数年を上回る1万5,000人を超える来台者となりました。

議員御質問の駐車場の増設及び天文台付近の整備計画等についてでございますが、駐車場については、車のヘッドライトが観望の妨げにならないよう主要施設から少し離れた低い位置に配置しています。お盆時期やイベントによっては駐車場が満車となることもあります。なお、現状で賄えているところでございます。また、現在、周辺道路においては、本年度予算で狭小箇所6カ所、延長238メートルの改修工事を進めているところでございます。

今後は、天文台への来台者の様子を見ながら、限られた平地を有効利用等を検討してまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと存じます。

答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、七良浴 光君。



○3番（七良浴 光君）                      まず1点目の行政報告についてでございます。

ただいま調査結果を聞かせていただきましたが、その調査会社を株式会社近代技研とかという名称であったかと思いますが、どのようにして決定したのか、また、入札したのであれば何社で応札したのか、また調査費は9月補正予算には計上されていなかったと思いますが、どの科目から支出されるのか。また今後新たな候補地を選定するときには、当然、調査費は予算計上すべきと考えるがどうか。

また、新神原団地建てかえに伴う用地候補地として神野市場111番地1ほか2筆を選定するに当たって当然、選定委員会等を開催されていると思うので、その会議録の提出を求めます。

町長より答弁願います。

それから、2点目の天文台でございます。

今、平成28年度の計画で周辺整備ということで6カ所、238メートルの改修というお話がございました。ただ、現有駐車場には、先ほども課長から答弁がありましており、相当数の来場者が来ている実績があり、地元住民から聞かせていただいたように、天文台に上がらずに帰っていくという車両も多数あったと思われます。そういう中で、私自身も若干調べましたが、各イベント開催日には100人を超えておる。中には来場者の数が200名を超えたという実績もありますので、現有駐車場では対応ができずに路上駐車や現有の駐車場の枠外駐車ということで来場者間のトラブルも発生しているということも聞き及んでおりますので、早急に新たな駐車場を設置する必要があると思いますが、教育長の考えをお尋ねします。

○議長（小椋孝一君）                      企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君）                      それでは、七良浴議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは、どういう業者の選定を行ったかということでございます。

これにつきましては、随意契約で行ってございます。紀美野町契約事務規則第27条にもございます。地方自治法施行令167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができるかは、予定価格が次の各号に定める契約区分に応じ当該各号に定める額、以下の額の契約とするということで、その範囲内であるということで随意契約をしてございます。随意契約につきましては、業者は3社選定してございます。

それと、予算はということでございます。これは現予算の範囲内の中で非常に緊急な

こともあったということで対応してございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時33分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時33分）

○議長（小椋孝一君）                      企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君）                      予算科目については、7款の住宅管理費の委託料から支出してございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君）                      町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）                      選定委員会を開いたかということでございますが、選定委員会は開いておりません。これは必ず開かないけないという規定もなければ何もございませんので、ただ、私は、前回の議会でも申し上げたとおり、現在、入居されている入居者の御意見を重要視して、そしてこの近隣に住みたいということから、この土地を選定したということでございます。

以上です。

○議長（小椋孝一君）                      教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君）                      私のほうから七良浴議員のみさと天文台の駐車場についての質問にお答えさせていただきます。

先ほど課長も答弁させていただいたように、限られた平地の有効利用ということを検討していきたいと考えております。

具体的には、旧美里町の時代ですが、情報センターという施設があるわけですが、その周りには駐車場に使える平地があるのではないかなと思ってございますので、そこら辺の整備を考えていきたいと思っております。

○議長（小椋孝一君）                      七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君）                      ただいま答弁いただきまして、選定委員会は開催されて

いない。また、調査費の費目については、住宅費の委託料で支払うという答弁だったと思います。

今後新たな候補地を選定することとなると思いますので、そのときにもしっかりと選定をしていただくためにも、できればそういう選定委員会なるものでしっかりと選定をしていただいて、できる範囲の調査、専門的な調査をやった上で候補地を決定していただきたいと、このように思います。

それから、もう１点、この建てかえ用地の候補地購入として公有財産購入費２，０８９万８，０００円が計上されております。当然あまり予算のことは詳しくないので間違っているかわかりませんが、断念したということであれば、当然支出が今現在では支払いする先が見えてないということで、神野市場１１番地１ほか２筆の公有財産購入費の２，０８９万８，０００円は、当然、補正予算でゼロにするのかなと、このように考えますが、一方、歳入の社会資本整備総合交付金との兼ね合いがあって、新たな候補地が選定されるまでそのままの予算措置という形をとっているのかどうか、そこらの御答弁をいただくとともに、今後新たな候補地が選定された場合にはどのような方法で議会に対して知らしめていくお考えなのかお尋ねします。

天文台についてでございます。

今、教育長のほうから情報センター付近の空地を活用すると、こういうお話でありましたが、私も現場を見てきましたが、最大置いて５台だと、このように思います。それ以上の車両はちょっと難しいんじゃないかな、このように思いますので、それよりも情報センターの上にある平地があるんですが、草、また樹木も生えておりますが、そこを整備することによって２０台近い車両が駐車できる。

また、道路についても、今、草が生え繁っておりますが、あの草を除去することによって十分東側からの進入ができるというように現地を見て考えました。それで、その場所を今後整備計画の中でぜひとも考えていただきたいと、このように思います。

それから、もう１点、早急に対応する中で、多額の費用をかけずとも実施できること、例えば町道三ツ谷線沿いの樹木の枝の伐採をして、見通しの悪いカーブにはカーブミラーを増設するとか、また、天文台までの看板等を数多く設置して天文台を訪れる人々が安全に安心して通行できるような体制を整えていくべきだと思いますが、教育長の考えをお尋ねいたします。

○議長（小椋孝一君）

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）            七良浴議員の再々質問にお答えをいたしたいと思いますが、選定委員会を必ず開けと、これにつきましては、私は今開くとは言いません。といいますのは、やはりよりよいところを選定するというのは、これは執行権者の1つの権利であろうと思います。ただ、今回の場合、その入居者のそうした当地区へ住みたいという中で探したところが、たまたま28水には浸かっておったと。しかし、その後63年間という年月の中で、今まで水に浸かったことない。そうした状況の中で選定をしたということでございますので、さらにこれを1つの教訓として、やはり今、ゲリラ豪雨というようなことも予想されますので、それで私としては、今回28水のそうしたことも教訓として断念したと、こういうことでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと、補正でございますが、補正でゼロにするのは当たり前違うんかと、これはそうじゃなしに、あくまでも候補地として挙げたところでございますので、候補地を変更するのは、私は何もゼロにしてまた新たに挙げると、そうではないと思います。したがって、今のままで候補地を新たに探して、そしてまた継続事業としてやっていきたい。

それと、もう1点は、予算的に、冒頭行政報告で申し上げましたが、今現在ある予算の中で調査をさせていただいた。そして、その結果として報告をさせていただいた、こういうことでございますので御理解を賜りたい。

それと、次の候補地が決まったときには、またここで知らせめよと、これはもう皆さん方にお知らせを申し上げたい、そのように思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君）            教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君）            七良浴議員の再々質問にお答えいたします。

駐車場については、上の東側から回り込むところにスペースがあるのはわかっております。高さが高いものですから、天文台と大体同じぐらいの高さにありまして、ちょっとヘッドライト等の障害が出るのではないかなというようなことも懸念されますので、ただ、小高い山というんですか、遮るところがありますので、何とかクリアできるのではないかなと思ってございますので、そこらも検討していきたいと思ってございます。

それから、もう1点、先日、業者が決まりまして、ことしの改修の予定の道路を拡幅するところには、非常に見通しの悪かったS字のところであるとか、そういったところ

の手前の立木であるとか、そういったことの伐採も含んでおりますので、皆さん方に安心というか、安全な走行ができるように今後努めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君）                      これで七良浴 光君の一般質問を終わります。

続いて、6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君）                      まず1点目です。新町営住宅について。

これについては同僚議員からも質問ございましたが、私からも聞いてみたいと思います。

① して、町長の行政報告によると、9月議会で可決された新町営住宅予定地が専門的な調査の結果、新候補地での建設を断念し、再度新たな候補地の選定を行うとのこと。それについては異議のないところですが、今回の用地選定は公募したようにも見受けられず、最初からあの土地と限定して交渉したようにも思えるのです。あの場所と決まった経緯はどうだったのか。

②として、町営住宅の必要性は変わるものではないはずです。本来は広く公募して複数の中からできるだけ安全で利便性のよいところを選ぶべきだと思うのです。農地を買って造成するよりも、農地と限定せず公募し、用地取得費用と造成費用とを勘案して次の候補地を選定すべきでないのか。

2点目です。側溝の改修について。

野上八幡宮付近、地元の人のお話によると、以前は側溝だったところが用途廃止手続きにより水の流れが変わり、側溝の水があふれるようになったという。「用途廃止とは、法定外公共物としての用途目的を喪失し、将来も公共の用に供する必要がなくなった場合、その用途を廃止して普通財産にする手続きをいいます。用途廃止申請するには、必ず自治会長、水利関係者、隣接地所有者及び利害関係人からの同意が必要となります」と、このようになっています。ただし、「用途廃止ができない場合の例えに、公共性を失っていない道路や水路の機能を低下させる場合」ともなっています。これらを勘案しますと、手続きに少し無理があったのかもしれません。

現状は、水の流れが変わってしまって排水が難しくなったとのこと、改善策として建設課が水路の改修を試みてくれて一応様子を見てくれとのことでしたが、9月20日の雨で側溝からあふれた水で道路が川のようにになりました。私も現場に駆けつけたところ、

役場職員、消防署からも砂袋を持ってきてくれて、1人の職員が泥水により溝と道路の境がわからず足を滑らせて危険でした。若いから大丈夫でしたが、これが高齢者だったらと思うと怖くなります。当日の雨は時間雨量で46.5ミリとのこと。この程度の雨はこれからもたびたび予想されるところです。道路を側溝がわりに使うことはできません。改善策はどのように考えているのか。

3点目です。防災無線の再調整及びスピーカーの増設について。

設置されてから数年たちます。台風シーズンの中で回らせていただいたこともあり、聞こえにくいという意見が5件、希望ヶ丘2、長谷1、柴目1、下佐々1ありました。建物が防音構造になってきているなどの原因も考えられますが、通常放送は窓をあけることもできます。それでも防災無線が必要なときは、雨、風などにより聞き取りにくい条件が重なっています。緊急時には防災行政無線の電話対応システムもつながりにくいとも聞きます。電話回線及び防災無線のスピーカー増設が必要ではないのか。

4点目です。くみ取り業者の指導について。

一部住民より指摘がありました。「くみ取りをお願いすると、領収書に日付と金額が入っているだけで、これでは何もわからない。一般的な領収書に比べて不自然でないのか」と言われました。普通どのような商いでも単価掛ける数量で総額幾らとなっていて、くみ取りについてもリットル当たりの単価掛ける総量で金額が明示されるのが領収書のあり方だと思われます。業者指導についてはどのように行っているのか。

5点目です。地籍調査について。

①町内は広い、地籍調査はなかなか進まない。特にこれだけ山があるのですから無理からぬところ。それでも生活をしていく中で近隣とのトラブル回避の必要性を考えたとき、住宅の境界明示が優先されるべきだと思うのです。山に比べて地籍調査も早くできます。まず生活圏内の住宅地付近から地籍調査を行ってはどうか。

②として、地籍調査が済めば、地主から異議のないことの確認のため、同意の印鑑をいただく必要があると聞いたことがあります。どうなっているのか。

6点目です。補助金支払いのあり方について。

イノシシがふえているために農作物を守るためのワイヤーメッシュを取り付けると3分の1補助、1メートル当たり上限300円支払われるという。ところが補助金の支払いが年単位であるため年度末しか支払われません。理由を聞くと、都度都度では業務効率が悪いからという。それは役場の仕事上の都合であって、基本は住民サービスが先に

あるべきであり、その上で業務効率を求めていくべきで、役場の都合が優先されて住民サービスがその後にある。こういった業務形態は好ましくありません。もう少し住民の立場で月単位とか数カ月単位とかの支払いができないものか。

7 点目です。防犯灯について。

現状、防犯灯は自治会からの要望に役場が補助金を出して設置する。電気代は該当する自治会が負担するとなっているようです。このシステムは受益者負担が前提であり、ある意味理解できるところです。民家が多いところは1人当たりの電気代負担割合が少なくてすみませんが、民家が少なく寂しいところほど暗く不用心です。これからますます人口減少が起こってくる予想です。町を明るくするために電気代町負担の防犯灯も考えていく時期が来ているのではないかと。

8 点目です。コンクリートの廃棄物について。

紀美野町ごみの分別・出し方ガイドブックによると、コンクリートがら、瓦などは産業廃棄物と同じで処理ができないごみとなっています。日常生活の中でブロック、瓦などは生活をする上で必需品であり、どの家庭でも見かけるものです。紀の海ごみ処理場でも産業廃棄物のコンクリートは引き受けていません。公共工事でこれだけ毎日、生コンクリートがつくられているのに、あれはどうなっているのか疑問に思ってしまう。何らかの処分の道筋をつけないければ不法投棄につながるような気がします。どのように考えていくのか。

9 点目です。各種証明書の発行について。

紀美野町は、野上・美里が合併して小畑から長谷宮まで車で走って40分ほどかかります。住民票・印鑑証明など各種証明書をとりたいと思っても高齢者では非常に難しくなっています。特に車に乗ることができない高齢者がふえている時代です。例規集を見ると、紀美野町本庁及び支所・出張所相互間における戸籍事務取扱規則第1条には、この規則は紀美野町本庁住民課、美里支所並びに国吉出張所、長谷毛原出張所及び真国出張所間における戸籍事務を迅速かつ円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとなっています。ところが実際は、出張所では税金の納付事務ができるだけで住民票・印鑑証明など各種証明書をとることができないようです。役場が遠く感じることをないように役場の窓口業務を高齢者の生活圏内に開設することはできないものか。

10 点目です。デマンド交通について。

28年3月議会で高齢者対策としてのデマンド交通について質問しました。そのとき

の答弁は、退職された元総務課長ですが、「当町といたしましては、路線定期型運行のコミュニティバスを残しながら、一部の路線でデマンド型交通の試験的な導入を検討しているところでございます」と、このように答弁をいただきましたが、高齢者運転の交通事故がふえています。一刻の猶予もない状況です。進捗状況はどうなっているのか。

1 1 点目です。ため池について。

新聞によると、大地震や豪雨で決壊した際、下流の建物などに被害を及ぼすおそれがあるため池が県内に 6 3 5 カ所あるという。町内では点検対象が 4 9 カ所、下流に住宅や公共施設などがあり、決壊した際に影響を与えるおそれのある防災重点ため池が 2 3 カ所、耐震性や洪水時の排水能力などの詳しい調査が必要とされたもの 2 カ所と書かれていました。

ため池の改修については、昨年 1 2 月議会でも尋ねたことがあります。答弁で町内には 2 4 4 のため池があるという。今回、点検対象が 4 9 カ所となっていました。残りの 1 9 5 カ所について問題はないのか。また、防災重点ため池 2 3 カ所と詳しい調査が必要とされる 2 カ所と合わせて 2 5 カ所の今後の対処はどうするのか。

1 2 点目です。全国学力テストについて。

広報きみの 1 1 月号によると、平成 2 8 年度全国学力学習状況調査結果が公表されていました。和歌山県でも基礎的な知識を問う中学生の数学 A を除く全ての教科で全国平均を下回った。小学生の国語 A と中学生の国語 B は全国最下位でしたと報じられています。全国的に順位の高いのは、石川県、福井県、秋田県など例年上位を占めているようです。もちろん学校の成績と生きる力が同一ではありません。それでも学力をつけることが子供たちの将来の選択肢を広げるように思われます。時間的余裕がないのかもしれませんが、子供の将来のために教育委員会、学校の先生が先進地の研修を行い、紀美野町の学力向上に向けて参考にすることはできないものか。

以上です。

( 6 番 西口 優君 降壇 )

○議長 ( 小椋孝一君 )                      しばらく休憩します。

休 憩

( 午前 9 時 5 9 分 )

---

再 開



○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１８分）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷昌弘君 登壇）

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、ただいまの西口議員の御質問につきまして、私のほうから１番目の新町営住宅についてお答えをいたします。

まず、１つ目の用地の選定について、公募したようにも見受けられず、最初からあの土地と限定して交渉したようにも思える。場所が決まった経緯はどうだったのかという質問であろうかと考えてございます。

さて、新神原団地の建てかえにつきましては、現団地は昭和４５年から４７年に建設され、建築後既に４５年が経過し、耐用年数も経過してございます。地震に対しての安全性並びに強度を有していない施設であり、このような状況を解消するため建てかえ整備をするものでございます。

建てかえ用地の選定につきましては、現入居者への意識調査を実施し、入居者全員に訪問し、建てかえの経緯を説明し、現入居者からの意向を確認する中で、現入居者の方々のほとんどが高齢であり、住みなれた地域からの移転や費用負担等についての不安が最も多く、近隣を希望されている等の意向を最重点に踏まえ、近隣に適地を探し、当初の候補地を選定したものでございます。

次に、２つ目の用地の選定について広く公募して、複数の中からできるだけ安全で利便性のよいところを選ぶべきではないか。農地を買って造成するよりも、農地とは限定せず公募し、用地取得及び造成費用を勘案して候補地を選定すべきではないかとの御質問であろうかと考えてございます。

１つ目の御質問に対しての答弁と重複するところもございますが、まず現入居者の意向を十分に配慮して近隣に候補地を選定したこと、次に建てかえ計画や建物の規模、必要な面積等を含め事業に係る経費を総合的に検討し候補地として判断したものでございます。

議員御質問にございます、農地に限定して選定したものではなく、結果的に候補地として適地であると判断した用地が農地であり、また広く公募して用地を選定した経緯はございません。

以上、簡単ではございますが、答弁といたします。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 私のほうからは、西口議員質問の2問目の側溝の改修について、5問目の地籍調査について、11問目のため池についてお答えをさせていただきます。

2問目の側溝改修についてでございます。

議員御質問の排水不良の原因と思われまます水路につきましては、法定外公共物における水路、すなわち町が関係する水路ではなく、個人所有の水路との認識をしております、用途廃止の手続は行われておりませんので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、排水不良の対策といたしまして、12月の本定例会に町道山手1号線の改良工事として、延長約50メートル、工事費1,200万円で、側溝改良を計上させていただいておりますので、御理解・御協力を賜りたいと思います。

続きまして、5問目の地籍調査についてでございます。

まず、1番目の質問にお答えをさせていただきます。

これまで国道・県道の改良計画に基づき改良区間を最優先に地籍調査を進めてまいりましたが、重点箇所の調査が終了したことから順次地籍調査実施年次計画に沿って進めているところであります。地籍調査は、小字単位で実施することが原則であり、特に山間部の宅地は散在しており、宅地部分の優先調査は困難だと考えます。従来どおり計画に沿って早期完成を目指してまいりますので御理解をいただきたいと思います。

2番目の質問にお答えをさせていただきます。

地籍調査実施に当たり事前調査を行います。土地所有者名義や未相続の場合は追跡調査を行い、権利者の方に地籍調査説明会、境界立ち合い、成果品の閲覧の案内通知を送付してございます。その都度説明会には、受付票、境界立ち合い時には地籍調査票、閲覧時には、閲覧結果票(同意書)に署名、捺印をいただいているところでございます。どうしても出席できない場合は、委任状をいただくなど将来に問題を残さないよう努力をしているところでございます。御理解をいただきたいと思います。

続きまして、11番目のため池についてでございます。

議員御質問の残りの195カ所について問題はないのかとの件につきましては、引き

続き、県と協力し、残りの１９５カ所の点検を進めてまいります。対応が必要な池があった場合は、改修等のハード対策、もしくはハザードマップ等のソフト対応にて対処を検討してまいります。

また、防災重点ため池の今後の対処につきましては、町内には詳しい調査が必要とされる動木地区の檜河池と安井地区の奥池の２カ所を含めた防災重点ため池が２３カ所あります。

調査を要する２カ所のうち檜河池は、平成３０年度工事完成に向けて改修工事を県営事業にて進めているところであります。

もう１つの奥池につきましても、水利組合負担金の関係もあることから、今後、地元水利組合とも協議を行い、改修を含めた検討を行ってまいります。

残りの防災重点ため池２１池につきましては、ハザードマップ作成等のソフト対応を進めていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、私のほうからは、西口議員の３番目の防災無線の再調査及びスピーカーの増設について、それから７番目の防犯灯について、それからデマンド交通についての答弁をさせていただきます。

まず始めに、西口議員の３番目の防災行政無線の再調整及びスピーカーの増設についての質問にお答えをいたします。

防災行政無線は、音声により住民の皆さんに行政情報や災害情報などをお伝えする大切なものでございます。音の性質と言いますのは、スピーカーの近くは非常にうるさく、遠くは聞き取りにくいものでございます。また、議員仰せのとおり、最近の家屋は気密性が高くなっていること、また、放送を聞いている部屋の位置、山間部では音が反響するといった地形的な問題、強い雨や風の天候などにより聞こえ方も変わってくるものでございます。

従来から防災行政無線が聞き取りにくいと住民の方から連絡が入りましたら、専門業者とともに測定ポイントで音のレベルを測定し、問題があれば機器の交換やスピーカーの方向調整等により対応してまいりました。

しかしながら、音波を末端まで同じレベルで届けることは技術的にも財政的にも困難なことであります。スピーカーを増設すれば、放送内容が聞き取りやすくなる反面、スピーカーをふやすことによる設置費用、毎年の保守費用、機器の交換費用など財政的な負担に加え、スピーカーの近くの方々は音がうるさくなり御迷惑をおかけすることもあります。

今後も町民の方からお声をいただきましたら、現場に行き、スピーカーの方向調整などで改善してまいりますので御理解いただきたく存じます。

また、フリーダイヤルで防災行政無線の放送内容を電話で確認することができるシステムにつきましては、現在4回線を確保しております。町が防災行政無線で避難等の情報を放送した際、町におきましても実際フリーダイヤルにかけ確認もしてございます。

確かに住民の方が一斉に電話をかけられますとつながらないこともあり、時間をかけてかけ直して下さっていると思われそうですが、これまでは苦情に至る電話はございませんでした。

以上、3番目の答弁とさせていただきます。

続きまして、7番目の防犯灯について御答弁させていただきます。

防犯灯は夜間における犯罪等の防止や交通の安全確保を図るため、住民の皆さんにとりましては大切な明かりであるということは十分承知しておりまして、現在、町内にはおよそ2,000基の防犯灯がございます。

議員仰せのとおり、LED防犯灯の新規設置や修理などは区長さんからの要望により町が補助金を支給しています。電気代につきましては、地区に全額負担していただいております。民家の少ない地区にとりましては、電気代の負担が徐々に大きくなっていることも理解しているところです。

町が電気代を負担する防犯灯も考えていく時期に来ているのではないかという御提案でございますが、町といたしましては、従来から防犯灯設置に係る補助金を継続し、3割程度電灯料金が安くなるLED防犯灯の普及に努めたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、10番目のデマンド交通の進捗状況についての質問にお答えいたします。

高齢者の方が運転する交通事故の増加が社会問題化している昨今、コミュニティバス等の移動手段の確保が重要となっていることは町といたしましても認識しているところでありまして、町長が行政報告で申し上げましたとおり、地域住民の方々の交通手段を

維持確保していくことを最優先に、そして一部の路線で予約に基づく運行方式を試行的に導入していく方向で検討しているところでございます。

役場内で協議を重ねていった結果、まず空車率の高い路線や枝線となっている区間について事前の電話予約に基づくデマンド型運行を導入してまいりたいと考えています。その路線や区間は、三尾川・上ヶ井・箕六線と永谷線、そして真国・志賀野線の薬師口鳥居峠区間でございます。

三尾川・上ヶ井・箕六線につきましては、運行日の変更はありませんが、運行区間を天拝停留所から三尾川・上ヶ井・箕六を経由して美里支所までの間とし、美里支所で高野線に乗り継いでいただくこととなりますので、乗車時刻は高野線との乗り継ぎを考慮した時刻に変更いたします。

美里支所から永谷集会所の間を運行しています永谷線につきましては、運行日、乗車時刻、運行路線には変更はございません。

真国・志賀野線につきましては、県道高野口野上線の薬師口から鳥居峠までの枝線となっている区間のみが事前予約に基づく運行となり、それ以外の区間につきましては、事前予約は不要であり、路線としては運行日、乗車時刻、運行路線には変更はございません。

導入時期につきましては、地域公共交通会議での合意を得て、陸運局の許可、また住民の方々への周知期間も必要なことから、平成29年度の早い時期を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） それでは、私のほうから西口議員の4番目、くみ取り業者の指導について、それから8問目、コンクリートの廃棄物について、それから9問目、各種証明書の発行について御答弁をさせていただきます。

まず、4問目のくみ取り業者の指導について御答弁をさせていただきます。

くみ取りトイレや簡易水洗トイレのし尿のくみ取りや、また合併浄化槽の清掃業につきましては、廃掃法や浄化槽法により市町村の許可制度となっております。現在、紀美野町では2業者に対して当許可を行っているところでございます。

さて、御質問の住民より指摘があったということでございますが、先々月の下旬でございます。住民課にも町民の方から電話による同じような御相談がございました。その際すぐに許可業者に対しこのことについて確認をいたしました。領収書へのくみ取り量の記入することについては、記入を希望される方、また希望されない方、またくみ取り量を御自身の目で確認したいという方などいろいろなケースがあり、それぞれに業者が対応しているということでございました。

しかしながら、今回、相談されたような方がいらっしゃるということから、今後全ての方への領収書にくみ取り量を記入するよう私どもより2業者に対し指導したところ、両業者より11月より指導どおり行う旨の回答をもらってございます。現在はもう既に実施されている状況にあります。

住民課としては、今回のように住民の御意見を伺いながら、業者への必要な指導を行い問題解消に努めているところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、8問目、コンクリートの廃棄物についての御答弁をさせていただきます。

現在、紀の海広域施設組合が運営する紀の海クリーンセンターにおいて、紀美野町、紀の川市、海南市管内の焼却ごみと、また紀美野町、紀の川市管内のリサイクルごみ等の共同処理を行ってございます。

また、当センターの処理方針や廃棄物分類等については、組合と2市1町の協議により定めた基準に従い、それぞれの市町村がごみの分別、収集、運搬を行っているところでございます。

この基準の中には、法的に規制されているもの、作業の安全面・処理能力面に問題があることから、紀の海クリーンセンターでは処理できないごみ、いわゆる町または市が収集することも自己搬入することもできないごみとして定めてございます。

このごみにつきましては、住民の皆さんにお配りをしているごみの分別・出し方ガイドブックにも記載しているところでございます。

そのごみの中には、今回ご指摘のコンクリートや土砂等の瓦れき、エアコン、テレビ等の家電リサイクル対象品目、パソコン等のパソコンリサイクル法対象機器、セメントや肥料などの粉末、顆粒状のもの、ピアノや農機具等の重量物及び破壊困難物、または消火器、農薬の瓶など多くの生活に密着したものが対象となっております。

これらの廃棄物は、排出者の責任において許可を受けた業者等への処分をお願いして

いただくこととなります。町内や町近隣にもこれに対応できる業者がございましたが、わからない場合は住民課のほうに御相談いただければと思います。

御質問のコンクリートがらの対応につきましては、紀美野町だけで行っているものではなく、紀の海広域施設組合構成市町村が足並みをそろえて取り組んでいるものでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、9問目の各種証明書の発行について御答弁をさせていただきます。

議員御質問の中の紀美野町本庁及び支所・出張所相互間における戸籍事務取扱規則の第4条に、戸籍謄抄本等は、交付請求のあった住民課、支所または出張所で交付すると規定してございます。

また、第5条に出張所での戸籍謄抄本の作成は、次の方法によるものとし、第1号に戸籍謄抄本の交付請求を受けたときは、直ちに支所へ請求書を模写伝送により送信する。

第3号に、支所は、受付端末の電子情報処理組織により戸籍謄抄本等を出張所へ送信する旨の規定がされてございます。

住民課関係部署においては、この規定に従い、平成18年より国吉出張所、長谷毛原出張所及び真国出張所において戸籍謄抄本及び印鑑登録証明書、住民票の写し等を住民の皆様笑顔と真心を持って交付してございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長（湯上章夫君） それでは、私のほうから西口議員の6番目の質問、補助金支払いのあり方についての要旨として、住民本位の補助金支払いについてお答えさせていただきます。

紀美野町農業経営支援事業は、農業経営を発展的に維持し、町内の農業経営を支援することなどに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することとなっております。

紀美野町農業経営支援事業補助金交付要綱の別表に規定しておりますが、現在、農地の改良、農業機械整備など13のメニューがあり、農業者の皆様からは大変好評を得ております。

そのメニューの1つに議員おっしゃる農作物被害防止施設整備があり、ワイヤーメッシュや電気柵等の資材購入に対して補助をしております。補助率としましては、3分の1以内で1メートル当たり300円が上限となっております。

できるだけ住民の方に御利用いただけるよう受付期間を4月から11月の8カ月間の長期間としています。

この補助金については、予算の範囲内としておりますので、受け付け終了後全体の要望額を把握した上で補助金額を決定していくものです。その後、実績報告をいただいた方々に支払いを行っております。そのために補助金の交付は1月以降となっており、議員言われますこともよくわかりますので、もう少し早く支払えるよう検討したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長 (前田勇人君) 私からは、西口議員御質問の12番目、全国学力テストについてお答えをさせていただきます。

本町の平成28年度全国学力・学習状況調査の結果を見ると、中学3年生の調査では、全調査において県平均を上回っております。全国平均と比べましても、国語でわずかに下回りましたが、数学では上回る結果となっております。しかし、本町小学6年生の調査では、全調査において県平均、全国平均とも下回り、特に小学校での学力向上が課題であると考えられます。

そこで、本年度、和歌山県の学力向上コアティーチャー養成・活用事業により、本町小学校の教諭1名が秋田県へ5日間の実地研修に行ってきました。本教諭は、実地研修から帰って後、その研修内容をもとに海草郡教頭会及び校内教育研修で講師として他の教員に対し研修を行い、その研修成果を各校へ還元しているところであります。

また、筑波大学附属小学校で先進的な教育実践を行っている高名な先生を招聘し、授業づくりについて学ぶなどの取り組みも学校長が中心となり町内小学校教員に対し進めております。

教育委員会においても、調査結果を分析し、校長会を通じて本町の成果と課題を伝えることや、指導主事の各校への授業参観を進めることなどを行い、各校の学力向上、授



業づくりへの支援を行っているところであります。

また、各校でも本町の状況をしっかりと認識し授業改善に取り組んでおりますので、近いうちに成果としてあらわれるものと考えております。

議員御指摘のとおり、学力をつけることが子供たちの将来における可能性を大きく広げることになるのは間違いないところであり、それに向け教育委員会としてもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 6 番、西口 優君。

○6 番 (西口 優君) まず1 点目として、ちょっと先に確認をしたいと思います。

まず、9 月議会で審議された町営住宅予定地の土地購入費2,089 万円、造成工事測量設計業務委託料300 万円、これは当然可決されているので、町長の行政報告にあったように新候補地での建設を断念してまた新たな候補地の選定を行うことになっても、予算的には議会の承認は不要になると、ここまではわかるんですけど、用地取得についても条例の縛りで700 万円を超える不動産の取得については、議会の議決に付さなければならないと、こういうふうになっているから、実際には700 万円を超えれば議会で審議する、こういうことになるかと思うんですけど、それを1 つ確認したいと思っております。

それと、私が知りたいというのは、公募しないであの場所に決まったという、こういうふうなことを公募しなかった理由というのが何らかあろうかと思うんです。だから、その点をもう少し、私の理解力が悪いんだろうと思うけど、わかるように、公募しないほうが町民のためになるというふうに、ここが原点だと思うんです。公募するんとせんのとで、せんでも町民のためになると考えたら、それは公募する必要はないと、こういうふうになるかなと思うんですけど、その辺をもうちょっとわかるような説明を願いたいと思います。

それと、まず本当は私、公募すれば町民誰もが知ることになると、こういうふうこれから行政というのはこうあるべきかなと思うんです。公募したら申し込みが何件ぐらいあって、その中で用地取得費用、安全性、利便性、造成費用はそれぞれどれだけかかって、それをもとに検討して決定するという、これが理想かなと思うんですけど、あくまでも公費を使うということについては、もう少し慎重なやり方が必要かなと、こう

いうふうに思うので、その流れが町民誰でもわかる、これが理想かなと思っているんです。だから、その点についての再度の説明を求めたいと思います。

2点目です。法定外の水路やという、当然、今みたいに公簿に載ってない水路というのは、当然のことながら造成地がふえてくる。そうしたら昔の公図には載ってない。だから、そういうふうな部分の位置づけですか、そういうふうなこれは多分地籍するときには側溝は抜いて地籍する。そうしたらうちの前後に溝っこがあるんですけど、そういう場合、地籍するときには側溝の真ん中から地籍ということじゃなくて、側溝を外した状態で地籍されていると思うんです。だから、側溝ということの公図にはないけども、溝っこということの位置づけというんですか、それはどこに帰属するようになって、例えば官地とか個人の持ち物でなかったら、たとえ個人の住宅地の造成地であっても側溝という位置づけというんですか、例えば側溝が傷んできたら公費で直せば官地という解釈になるかと思うんですけど、その辺の位置づけがどうかいなど、こういうふうに思うんです。

それと、法定外のもので公図にない水路であるから、位置づける的に個人が勝手にできるか、そこが例えば公図になくても水路としてもともとあったところが用途廃止をするときに勝手にできない。それと、もし例えばもともと水路があつてこの土地を、あそこの現地を見ると2つの土地に分かれてあつたところを1カ所に買うたんかなと思うけど、詳しいことはわからんねんけど、ただ、そういうふうには水路があつたら、それは付近住民の人がまず疑問に思わない。これはもともと公図にない水路ですよ、だから、こういうふうにしても別に問題ないんやということの周知が徹底されていれば、こういう話もありにくいと思うんです。

だから、その辺のところが多分付近の住民の人からのこういう指摘があるということについて、もともと溝があつたのに溝っこがなくなってしまったと言われたことについては、多分付近の住民の人らもわかってないんかもわからんし、だから、その辺の近隣の住民とのトラブル回避ということを考えれば、こうなっていたんでこうしましたよということをもう少し役場が深く説明すれば、水があふれるということについてはどうにもならん。だから、それはそれで改修してもらわなきゃいけないんですけど、そういうことの近隣のトラブルがなくなるんじゃないかな、こういうふうに思うんです。

防災無線、私、こういった意見が出るということについては、ある意味喜んでいんです。それだけ防災無線の必要性ということが住民に受け入れられてきたと。確かに最

初、防災無線があったときに比べてこういうことに關心を持つということについては、住民が防災無線というのはこれは便利のいいもんやなと、必要やということをやっぱり理解してきたから、こういう問題が出てくるんであろう、こういうふうと思うんです。

だから、普通に考えたら、せっかく利便性も認められてきた、そうしたらもう少し防災無線の原点ということで、そういうことをもう一回見直してみる必要があるのかな。ただ、防災無線で一般放送みたいな形の分も流しているけど、防災無線で流すときは少し音量を上げるとか、そういうことをやっているのかもわからんけど、ただ、現実問題として聞こえにくいという声があるということ自体がね、まして私が回ったからって出会う人って少ないと思うんです。だから、出会ってない留守の家もかなりもっと比率が、私が聞いたのは確かに直接聞いたのは5件やけども、もっと多くの比率があろうかと思うんです。だから、もう少し必要性を理解してくれてきたように思う。だから、そんなん考えたときにもう一度見直す必要があるんじゃないか、そういう防災無線の今後のあり方ということについて必要があるんじゃないか、こういうふうと思うので再度の答弁を求めたいと思います。

地籍調査については、字単位とか重点箇所というところ、だけど一番問題というのは、やっぱり近隣とのトラブル回避ということを考えたときに住んでいるところで地籍調査が問題になろうかと思うんです。だから、普通に考えて順番に多分やってくれていると思うんやけど、順番にするといったって普通は道路が走っている。紀美野町は真ん中に大きな道路が走っていて、道路を起点に考えたら、そこからするというものについてはどこからやってもできるんじゃないかなと、こういうふうと思うんやけど、道路はまず固定されてるものでしょう。だから、地籍調査をするに当たって、道路から地籍調査というのはできるんじゃないかな、こういうふうと思うんですけど、その辺の考えをもう一回聞かせてもらいたいと思うんです。

それと、5点目の2で、みんなから都度都度判こもらってるという、それはそれで全部もうてんのかなというふうに、全部もうてれば問題ないけど、本当に全部もらってるのかなと、そういうふうに抜き打ちがあるような話も聞いたんで、実際には境界明示がされてないという、これを売らんとしようがないです。それについては判こはもらいようがないから無理もないんやけど、実際に地籍が終わったところについては、全筆もらっているという解釈をしたらいいか、再度の答弁を求めたいと思います。

6点目の年間予算の範囲内でやる、受け付け終了後という、だけど受け付けする時点

で大体予算を組んでいたら予算に合うたような受け付けをやっていると思うんです。だから、それと受け付けがやってあるのに、後またふえてきたからと、後のふえた分は年度を越したような形になるかと思うんで、普通に考えたら、受け付け順に補助金の支払いが出せるんじゃないかな、こういうふうに思う。例えばことしの受け付けはここまでしか予算がないんで、ここから超えた分については受け付けられませんということになるかと思うんです。例えばたくさん受け付けたから抽選で支払うというものじゃなくて、普通に考えたら、補助金の申請ということの受け付けはどんなんやっているのか実際は知らないんですけど、受け付けたことについては、その時点で受け付けてるさかい、補助金というのは早いにこしたことない、誰でもそんなに引っ張られるよりも、受け付けというのも受け付けた時点でわかってるわけでしょう。だから、今年度の予算に入るねんて、これはわかっている範囲、だから、それが受け付けた。

ただ、ちょっと私も聞いた中では、昔実際には亡くなった元町議やけど、その人に頼んで早よもうたようにしてって、そんなこと言われても、その人亡くなってるから確認のしようもないんやけど、ただ、そういうふうに言われたけど、そんなこと言われてもそれは仕方ないから、正規の手続でそういうふうにする方法があれば、早く受け付ける時点では予算内というのはわかってることやから、だから、後は課長の判1個で済むような気がするねんけど、それはわからんけど、そういうふうにできれば、それはやっぱり住民サービスの利便性と、こういうふうに考えたら、そうあるべきかなと思うので、再度の答弁を求めたいと思います。

7点目です。実際にはLEDに変えたら電気代が少し少なくなってくるという、それは確かにありがたいことなんやけど、現実問題として人口が半減するかと、こういうふうな時代、だから、そうなったときにはもっと大変なことが起こる。町が明るくなるということについては、いろんな効果があるかと思うんです。ただ単に地区からの防犯灯って、普通地区からの防犯灯と言うと、割と高齢者の方が多く防犯灯の必要性ということも考えるけど、子供らの親はもっと通学道路を何とかしてくれよとか、そういうふうないろんな問題が出てくると思うんです。だから、最初から自治会負担というふうに決めてしまわんでも、もうちょっと自治会とは限らんでも公共性が必要やなというふう考えたところについて、何とかなればいいのになと、こういうふうにあくまでも自治会要らんと言うてるような話、そんなこともないやろうと思うけど、そういうふう考えたときに全部が自治会とは限ってないです。実際には通学道路なんかもあまり自治会

に関係ないような部分でも必要かなと思うんです。だから、そういうふうな部分の防犯灯ということについて、もう少し何とか柔軟な対応ができればいいのになと。それでないと民家からは遠いわ、実際には主要道路やという部分があったときに、ここはもう自治会に、うちに関係ないからということになると町がもっと暗くなってくる。それではいかんと思うから、特に道路なんかについては、どっちの受益があるかということが、こっちの自治会、こっちの自治会、その真ん中の間にあるところについては、うちどっちも関係ないよとなってしまうといかんの、だから、そんなん考えたときに何とかならんのかなと、町のそういうふうな、また自治会が求める防犯灯と、そして子供の保護者らが求める防犯灯というのはちょっとニュアンスが違うかなと思うんです。だから、そういう部分の防犯灯の必要性ということについて、何とかそういう道筋をつけられたらいいのにな、こういうふうにするので再度の答弁を求めたいと思います。

8点目です。まず役場の説明の中では、コンクリートがらも、もちろん瓦でも家庭から出る部分については一般廃棄物という、こういうふうなことになっていると思うんですけど、今の担当課長の説明では、一部事務組合が紀の海ごみ処理場、処理できないから紀美野町としては収集できないという、だけど、僕もちょっと調べてみて、ほかの自治体はどないしているんやろうなといういろいろ調べてみたら、1カ所しか聞いてないけど、八王子市では、自分のところでこういうごみ処理場というのは一般ごみ、それこそ家庭用の出てくるごみだけ焼却処分している。ただ、コンクリートがらなんかは年間に出てくる部分が少ないんで、それを粗大ごみのような形で集めてまた別の処理場へ持って行っているという。

だから、今の課長の説明では、紀の海のごみ処理場1本に限定しているような形、ここで受け取れん部分はもうやめやと、こういうふうでなくて、実際問題としてブロックとか何とかというような洗濯物の台ぐらいは各家庭でも出てくるもんやし、だから、そういうもんをたとえ年に1回でも2回でも収集して、そしてできる方法があればいいんじゃないかなと。そんなにしょっちゅう出るもんじゃないけど、だけどそういう道筋というのはまず家庭から出るごみをそういうふう、実際には引き取る必要ないように庭の隅っこに置いといたらええんやと言うかもわからんけど、ただ、そういうふうな道筋が実際が出てくるわけです。だから、そんなもんを処理できる方法というのがあればいいのになと思うわけです。だから、住民の声にもきっとそういう声があるはずなんよ。

だから、そういうことができる方向で、今すぐどうこうというわけじゃないけど、ま

ずやっぱり紀の海ごみ処理場で処分できないという、これは仕方ない。だけどそれでもできる方向に何とかならんのかなと、こういうふうにするので再度の答弁を求めたいと思います。

9点目の各種証明書の発行、私、聞き間違いやったんかもわからんねんけど、ちょっと聞くのには、税金の納付はできるけど、証明書出てないよと。ただ、それはたまたま聞き間違いか、それともただ私そのとき思ったんです。実際できたらもうそれでいいことなんやけど、出張所でできればいい。ただ、周知が本当に徹底されているのかなと、こういうふうな疑問を思うので、みんながそれでできたらそれにこしたことはない。ただ、それがそれこそ周知が徹底されていれば、だからどんな形で周知されているのかな、こういうふうにするので、確かに18年からという、10年もたてば多分当然のことながら周知されているというふうに認識してもええんかもわからんけど、ただ、ちょっとそんなことが声が聞こえるということについては、まだやっぱり周知の徹底がちょっとまたいんかなと、こういうふうにするので、周知方法を尋ねたいと思います。

10点目のデマンド交通の空車率とか上ヶ井・箕六、永谷とか、こういうふうな話を聞かせてもうたけど、ただ、デマンド交通ということについて、29年の早い時期と言うんであったら、もう自治会の区長とか広報とかということで、それをまず普及させて、そうしてこういうもんはこんな便利がいいんですよということをまず普及して、それからでないとなかなかそういうシステムのことから普及しなかったら、なかなか一般のお年寄りにデマンド交通ってそれ何よって、こういうふうな話になろうかと思うんです。だから、そういうふうなことのまず普及が第一。そらもう早い時期と言うと、年明けのような状態の、今現在12月ですから、そういうふうな部分を運行方法、利便性という、こういうふうなもんがまずちゃんとわかるように、説明ということについては、私もまだ役場からの説明は聞いたことないなと思っているから、そのレベルやさかい。

だから、確かに奥のほうへ行ったらそういうふうな説明を行っているのかもわからんで、うちらは確かに希望ヶ丘というところに住んでいるからなかなかデマンド交通に縁ないんかもわからんけど、ただ、そういうふうなことを思うわけよ。そういうふうにならずやっぱり意味から考えて、それを普及する。そしてそれからでも結構いろんな問題が出てこようと思うんです。だから、デマンド交通でここからここまではデマンド交通で行けますよ、後は別のコミュニティバスに乗り継ぎますよとかという部分もあるようになるんか知らんねんけど、ただ、その辺を合わせてもう少し早い時期に、いつごろからこ

んなんします。だから、それまでに疑問点はどんなことでも問い合わせてくださいよと。役場へ電話したら済むんかもわからんけど、ただ、そういうことすら全くわからない、今の状態ではね。

だから、その辺もあわせていつから始めます。それについて詳細はこんなんですよとかという広報を、また役場への問い合わせもあわせてという部分がなかったら、なかなか簡単にはいかないように思うんです。だから、その点についての再度の答弁を求めます。

1 1 点目のため池についてという部分。

詳しい調査が必要という部分については2カ所と言うたんかな。ただ、県と協力して残りを調べるという部分と、そして奥池ということについても、ただ、こういう部分で新聞に載ってあったのは25カ所というのが載ってあったけど、だから、把握しているかどうかと。実際にここが危ない、新聞にはここがというふうな危険箇所というふうに11月17日の新聞に載ってあったけれども、ただ、その中でもし危険という、ちょうど調べんなんよという部分があるんであったら、まず関係の自治会とか付近住民に、ここは危ないかもわからんねんていうことをまず周知しておかなかつたら、いざ何かあったときに逃げる心づもりだけはしといてもらわなあかん。だから、その辺の部分の周知を、あそこの池ちょっと弱いみたいですよ。だから、もしものときは気をつけてくださいねとかという部分の説明を地元の自治会にはまず少なくともしといてもらわんことには始まらんと思うんやけど、まずその辺はどないなっているのかというふうに思います。だから、それについて再度の答弁を求めたいと思います。

1 2 点目、秋田県へ研修に行ってきたという。私は個人、一人一人という素質については、日本全国、秋田県の人でも紀美野町の子供も変わらないと思うんです。まず義務教育というのは大体同じ時間であろうと。子供というそういう原石を先生が教育で磨くという。だから、教育で磨くその磨き方に違いがあるから順位が出るんだろうな、こういうふうに思うんです。だから、別に日本一になれるとは言わへんけど、ただ、知ることという学問が楽しいことやというふうな部分の授業ができたらええのになと思う。

それと、研修に行ってきてそれを生かしてくれる。それは非常に結構なことなんやけど、ただ、そういうことを定期的に、1回行ってきたからそれでええわということのないように、今後もやっぱり先進地というのはそれなりの授業の方法とかというのがあるかと思うんです。だから、そういうことか参考にできれば、もっともっとそういうふ

うに紀美野町の子供の学力向上につながるんじゃないかと、そういうふうに思うので、そういうことの継続性をやっぱり考えてもらいたいと思うんですけど、その点についての再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、ただいまの西口議員の再質問にお答えをいたします。

再質問につきましては、用地の選定につきましては広く公募してという御意見であろうかと思います。

まず、当新神原団地につきましては、まず基本的に建てかえということが基本でございます。その中で当然、今、現入居者の意向を十分に配慮して御意見をちょうだいした上であくまで近隣に候補地を選定する必要があるということでございます。

そうしたことから、それも含めまして建てかえの計画及び建てかえの規模、必要な面積等を含めて事業に係る経費を総合的に検討して候補地を選定するものと考えてございます。このような観点から候補地を選定するというところでございます。

公募してという御質問であったと思いますけれども、それにつきましては今後も考えておらないということで御理解を賜りたいと思います。

それと、9月議会におきまして補正で御可決をいただきました公有財産購入費、土地購入費の2,089万8,000円の予算に関連いたしまして議会の議決等々のお話があったやに思います。

それにつきましては、700万円以上かつ1件5,000平方メートル以上のものについては、議会の議決によるところによると書かれてございますので、この用地を購入に当たっては議会の議決につきましては必要がないと考えてございます。

以上、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず2問目の側溝改修についてでございますが、今回の件に関しまして、先ほども答弁で申し上げさせていただきましたとおり、どこに帰属するのかということでございましたので、これは個人の所有物でございます。それで、個人の所有物であったものがまた所有者が変わったということでございまして、これはもう民事のお話でございまして



行政が関与するところではございません。

周知できないのかということでございますが、この件に関しては、地元区長の要望等もいただいておりますので詳しく説明はさせていただきます。

以上、この件の説明と答弁とさせていただきます。

続きまして、5問目の地籍調査についてでございます。

道路からできるんじゃないかというお話でございます。ただ、地籍調査というのは、議員も御存じのとおり、国の補助事業をいただいておりますものでございます。その要綱を無視して小字単位で行うというものを計画を変えて行うということは、これは補助の対象にならないということでございますので御理解を賜りたいと思っております。

それから、5問目の2番目の質問に関して、私が知っている範囲では、全てもらっておるということで認識してございます。

続きまして、11番目のため池についてでございますが、議員が把握されております25というのは2カ所を含んでうちが全体を把握しておるのは23カ所と。2カ所は外数ではなく内数になってございますので、まずその点御理解賜りたいと思っております。

それで、その2カ所が非常に危険であるということになってございますが、1カ所に関しては県営事業で工事の着手を行っていただいていると、もう1カ所に関しましては、水利組合等々と協議いたしまして検討してまいりたいと言っているところでございますので御理解を賜りたいと思っております。

それから、周知はどうなっているのかということでございますが、これは水防計画の中にも危険ため池というのは載っております。危険箇所に関しては、それぞれ降雨等々でも点検もしていただいていると思いますし、また、今後においては、先ほど申し上げさせていただいたとおり、ハザードマップ等々を作成していただいでできるだけ住民にわかりやすく説明できるようにしていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、西口議員の再質問、まず初めに、防災行政無線についてでございます。

防災行政無線の必要性でございます。これは町民の方々にも最近は十分御理解をいた

だいて、そしてまた防災意識の向上にもよりまして必要性が非常に高いということで認識しております。

町といたしましても、現状で満足しているものではないので、今後も充実に向けまして取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと思います。

それから、7番目の防犯灯についてでございます。

確かに地区自治会ではなくて、通学道路ということで公共性についてももっと柔軟に対応していけないのかという御質問であったかと思えます。

確かに防犯灯につきましては、町を明るくするという事で町も重要性を考えておりますので、今後この地区ではない公共性にあるところにつきましては、研究をしてまいりたいと考えております。

ただ、現時点では、設置に関しての補助金、新規で支柱を含めるものでありましたら6万円上限の設置の補助がありますし、修理に関しても補助がございますので、この辺も今後も継続してまいりますので御理解をいただきたいと思います。

それから、10番目のデマンド交通についてでございます。

私、29年度の早い時期というふうに申し上げましたので、1月、年明けということではなくて、29年度の初めということでもありますので、早い時期ということでもありますので4月以降ということ御理解をいただきたいと思います。

それで、普及啓発が重要であるという御指摘ございました。

役場といたしましても、関係区長のところには御提案をさせていただいております。三尾川・上ヶ井・箕六線の沿線の関係区長様のところ、12地区あるんですけども、ここでは10月と11月に御提案をさせていただきました。それから永谷線でございますが、永谷線は11月中に御提案をさせていただいて、それから真国・志賀野線、これは関係するところが釜滝地区でございますので、釜滝区長のほうに御提案をさせていただいております。

それで、いろんな公共交通の会議とか陸運局の認可と、そういうことも必要でございますので、それを経て住民の方々には丁寧に御説明にまいろうかと現在思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 西口議員の8問目のコンクリート廃棄物についての再

質問にお答えさせていただきます。

家庭から出るコンクリートがらについては、処分できるような方法というのは見出せないかというふうな御質問であったかと思います。

確かに県内でもコンクリートを収集処理しているところがございます。これにつきましては、埋め立て等の最終処分場を有する公共団体においては、砕いたりというふうな処置もしないで埋め立てへ直接行うということで受け入れているというところがございます。

紀美野町の合併前の旧野上町、旧美里町においては、埋め立てを行っていたという経緯があって、そのころにはコンクリートがらを受け入れていたというふうな経緯があるんですが、現在はそういう施設もございませんので受け入れを行っていないというのが現状でございます。

また、紀美野町周辺の状況ということで御説明させていただきたいと思うんですが、紀美野町のように先ほども申しましたいろいろな種類のごみを法的に、また安全性等を考えた中で受け入れをしていないという市町村がございます。同じような方法を紀美野町周辺のかつらぎ町、有田川町、紀の川市、海南市、これにおいても全く同じような方法で行っているという状況でございます。このことについても御理解をいただきたいと思います。

先ほども申しました処理できないごみというのが11種類のごみがございます。これについては排出者の責任において許可を受けた業者へ処分をしていただくということになってございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

また、この施設等については、周辺では紀の川市で7施設、岩出市で4施設、海南市で2施設、ちょっと距離的には遠くなるんですが、処分できる施設も多くございますので、こちらを利用していただければと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、9問目の各種証明書の発行についてということでございます。

出張所で発行していることを皆さん知らないのではないかという御質問であったかと思います。

去年なんですが、住民課関係の証明書の交付件数ということで実績がございます。真国出張所では年間に60件、それから国吉出張所では年間70件、長谷毛原出張所では年間200件の件数を受け入れているということでございまして、人口等を勘案して件

数を見てもみると、かなりの皆さんが周知していただく中で御利用いただいているのかなということで考えてございます。ただ、Iターン等で来られた方については、全く知らないということでございますので、町のほうへ来られて手続をとる際にこういう方法もありますよということで周知を図ってまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） それでは、西口議員の再質問に答えさせていただきます。

この制度は、近隣にない非常に農業者の皆様方には喜ばれている制度でございます。メニューなんですけども、実績といたしまして、平成26年度では九つのメニュー、27年度は10個のメニュー、28年度には13個のメニューとして随時住民の方々から御要望いただいたものをふやしているのが現状でございます。

それと、その中で西口議員の受け付けた時点で範囲内とわかるのではという御質問でしたけども、現在、皆様方にもできるだけ御利用いただきたく4月から11月までの受け付け期間を設けております。確かに早い時点で受け付けを終了しましたら予算の範囲内ということがわかるんですけども、後半になるほど駆け込みの申請等もございまして、予算が足りるか足りないかというのが若干心配なところで運営をしているところでございます。

そういう点からもあるんですけど、早い時点で申請いただいた方々には待っていただいているということもよくわかりますので、その面ではもう少し早く支払えるように検討したいと考えます。

それと、もし足らなかつたりしたら次年度へ持ち越してはどうかというようなお話もございましたが、従来の被害の防止は、緊急性もございますので、その年にして処理できたら一番いいと思います。次年度への繰り越しは考えてございません。もしオーバー等をしていった際には、補正予算をまた皆様方をお願いして予算の措置をいただいでできたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 西口議員の再質問にお答えします。

全国学力テストについてでございますけれども、12月の広報にも書かせていただいたように、和歌山県は小学生の国語、あるいは中学生の国語Bが全国で最下位やったという報道がございました。これは100点満点に換算して、小学校の国語の場合、全国平均が73点、和歌山県が70点になるわけですが、3点の差です。100問あって3つの差です。実際の問題の数から言うたら、そんなにありません。30カ所か40カ所ぐらいです。したがって、問題の間違った数、あるいは正解した数の差で言えば、本当に2つ、3つの差なんです。

けれども、47都道府県、今回は熊本が実施しませんでした、4月の実施ですので。和歌山が46位やったと、ずっとそういうデータを流しますと、そういう差になるわけですが、順位がつくわけですが、実際の子供たちの学力ということから捉えてみたら、そんなに大した差はないんです。

特に今回、小学校の国語で和歌山県が悪かったという、特に紀美野町であまりとれてなかったのにローマ字で読んだり、ローマ字で表記するというのが非常に弱かった傾向がありました。同じように中学校の国語Bでもそういうことで和歌山県が一番最下位ということになったわけですが、じゃあ紀美野町のこれは小学校の6年生と中学校の3年生が受験するわけです。だから、ことしの中学校の3年生は、紀美野町の子供たちはおおむね全国レベルに達しています。

決して全国何点上回っているというわけじゃないですが、彼らが3年前の25年にも受けています。小学校6年のときに。そのときは本当に全国平均を全て下回っていました。けれどもうちの傾向としては、小学生のときにはもうひとつ芳しくなかったも、今回もそうなんですけども、3年後の中学校のときにはかなり回復してきているという傾向が見られます。それはやっぱり中学校になった学習の姿勢だろうと思っています。

西口議員が言われたように、福井県も秋田県も和歌山県も1時間の時間は一緒です。小学校45分、中学校50分、年間の授業時数も一緒です。だから、やっぱり授業の中身が大事。和歌山県は、この対策に一生懸命になっています。知事も何とかせいというのが教育委員会へ檄を飛ばしてもらっております。

そんな中で、県の教育委員会は、福井県から元指導主事であったり、学校長を務めた退職された人を招いて授業方法なんかを各地市町村、あるいは各学校へ回っていただいて直に指導してもらったりもしております。

そういったことで授業を充実させるということが非常に大事になってこようと思いま

すし、ここだけの話と言うたらおかしいですけども、これは4月の第2の火曜日に実施するわけですけども、来年もその予定があります。それに向けて今の5年生と中2の子供たちに2月に県教委がつくった練習問題と言ったら失礼ですけども、そういったものも実施する予定にしております。

そんなんでも和歌山県挙げてそういう体制になっておりますし、本町においても教育委員会が中心になって各学校へ行かせていただいて先生方とひざを交えて授業を見せていただいて、こここんなんしていったらというようなことで指導させてもらっておりますし、そういったことで今一生懸命やっているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 1点目の1個だけ先に聞かせてもうてから再々質問というようにしたいと思うんですけど、700万円を超えれば議会で審議する必要があるというふうに、必要がないと聞こえたような気がしたんで、その辺をちょっと1回確認してから再々質問ということに。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時38分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時39分）

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 単純なことなんです。私聞きたいのは、公募せんと募集、確かにそこで住んでいる人らについては、付近の土地に住みたい。これはわかることです。だけど付近には結構広い土地があるのにここと決めてという部分がちょっとだけひっかかるんです。だから、本来はそういうふうにとえ付近の土地に住みたいと、それなら付近の住民、自治会でも構わない、そういうふうに関心に対して土地を探しているんやということを役場がみんなに公表したら、その中で探せば納得なんですけど、ここっていうふうに決める部分について、ちょっと釈然としない部分があって、だから、そこが一個人に交渉するというようなシステムよりも、できるだけ10人でも20人でも

あの付近で土地が欲しいんや、だから何とかいいところないですかということを公にして、それでこの土地と決めたんなら別に不思議はないわけよ。ところがここの場所というふうに最初から特定したような形で交渉したってということはなぜかいな、こういうふうに思うので、そこを聞かせてもらいたいと思うわけです。

だから、本当は、公募して、そして公募したら、うちも役場が欲しかったら提供させてもらうのということも起こり得るかもわからんことでしょう。ただでもくれるかもわからん。そんなことは考えてないけど、だけどそういうふうなことを対個人とかというふうな形で交渉すると、いろんなことを、何でもかいて、こういうふうになってくるから、だから、やっぱりそういうふうに役場がここの町営住宅の用地をこの辺で募集しているんですよ、誰かいい人あったら紹介してください。こうならんかもわからんで、だけどそういうことが理想かいなと、こういうふうに思うので再度の答弁を求めます。

側溝が民地ということになってくると仕方がないことなんやけど、あそこの用地については、野上八幡宮からのずっと下り坂で、あの辺は新しくできた団地かどうか、その辺もちょっと定かでないんやけど、多分何十年も前から人が住んでるようなそういうふうな敷地になってる。だから、そうしたらあそこの側溝については、今まで役場というのはあくまでも民間の土地ということであつたら側溝なんて改修の多分そういうふうに対象にならんと思うんやけど、その側溝は多分個人が直したようにも見受けられるけど、役場のんじゃないわ、お宮さんからやったら結構長い距離側溝になっています、水路がね。だから、そうしてどんつきやって真っすぐ向こうへ抜けたところが急カーブになっているというところで水があふれていると。それやったらあそこまで、もともと地形的に見たら、お宮さんのほうから真っすぐ抜けていた水路があるのにここを廃止したと。これはあくまでも民地ですから廃止しましたという。それについては問題はないというようなそういうふうな答弁でしたけど、あの水路は役場が直した水路に思えるんやけど、個人がみんな金出してここら直させてもうたつて言うんかもわからんけど、それはもう地元の人でないとわからんけども、多分地形的な形から見ると公のお金を使って水路を改修しているというふうに見受けられるので、だから、もし民地で役場は関与しないと言うんであつたら、そこまでの水路についてはどうやったんやということを再度確認してみたいと思います。だから、その辺の答弁を再度求めたいと思います。

6点目の受益者が不便を感じて、そして予算の範囲内やけども、予算の範囲を超えた

ことについては補正予算を組んででもというふうな話、今の担当課長ね。そうしたら受け付けた部分については、まず全てそういうふうに補助金を出すという、こういう前提であれば、それなら4月から11月までの受け付けと言うてるけども、それなら受け付けた時点で補助金出してくれたら一番理想やて、そういうことは難しいかもわからんけども、まず住民サイドから見たときに、行政というのはあくまでも住民が主体、だから、住民サイドをまず優先するという考え方で行政は進めるべきでしょう。だから、普通に考えたときに、補正予算組んでまで補助金出すんであったら、最初から通ったやつは絶対通るわけでしょう。だから、それなら年度末まで引っ張らんでも、それを年2回とか3回とかというふうな分け方で補助金を出してくれるともっと利便性がいい、こういうふうに思うので、その辺の考え方を再度答弁として求めます。

8点目のコンクリートがら、近隣の市町村ではそういうことをやっていないと。確かに海南省も紀の川市も紀の海というごみ処理場で一緒にやっているから近隣は回りにくい。それは当然のことなんやけど、ただ、先ほどの説明にもありましたが、民間の業者があるという、だから、そういうところを紹介して持って行ってくれ。だけど現実問題としてちょっと考えてほしい。高齢者にブロック2つをそんなところへ持って行けよと言うたところで、そんなことが現実問題として可能性が少ない話でしょう。

だから、そうじゃなくて、たとえ年1回でも2回でもそういうことができる方向になるのかと思うわけよ。絶対に一般廃棄物の中でコンクリートがらというのは出てくる問題やしな、だから、それは今、紀の海でとらんから自分だけ何とかしてくれよと、それも1つの方法やけど、だけど生活の中で出てくるごみということについては、極端な話、家庭から出るごみ、燃えるごみであっても個々に判断してやってくれよという、だから、そういう幅を広げることができないのかと言うてる話なんよ。

だから、そんなに多くは出ると思わへんし、しょっちゅう収集せんなんて、確かに新しいものを収集するとごみが出てくるというのももちろん起こり得ることなんやけど、予算的には。だけどそういう道筋が必要じゃないかなって、こういうふうに思うので再度の答弁を求めたいと思います。

11点目です。ハザードマップというふうな説明、実際にハザードマップって私も見たことないんでどんなもんやわからんねんけど、それがハザードマップが住民の生活の中でどういうふうに一般の人が見られるもんかどうかな。一番いいのは危険箇所を把握しているということがまず優先であろかなと思うんです。だから、そういう部分がハザ



ードマップで確認せいと言うてどうするんよって、こういうふうな形になろうかと思うんです。だから、せめてそういう関係の自治会にここの池はひょっとしたら危ないかもわかりませんよと、こういうふうな説明がなかったら、それこそ高齢化率が43%と言うてる中で、始まらんのん違うかって思うわけです。

だから、もう少しここに載ってるよとか、こういうハザードマップで確認してくださいとかと言うんでなくて、そんなんは行政のあり方として好ましいとは思わんわけよ。だから、その点をもう少し住民サイド、親身になったような形の説明が行き届くような行政ということについて再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） それでは、西口議員の第1問目、また2問目に関連してですが、こうした事業用地を公募せいと、こういうお話であったかと思います。公募することが理想であり、必要であろうかと、こういうおっしゃり方でございましたが、かつてこの事業用地については公募いたした経過がございません。やはりこちらの執行部で決め、そしてそれを皆さん方に諮っていくと、こういう形式でございます。もし公募でいろいろやったときに、またさまざまな弊害というんですか、そうしたことも予想されます。

そんな中で今までどおり執行部のほうで決定をし、そしてそれを議会にかけていきたい。そうしたことで考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、2問目の水路の問題ですけど、これにつきましては、私設水路、公共の水路というのは大きく分けて2つございます。その私設水路まで町のほうでいらいに行けと、これはちょっといかなもんかというふうに思います。

ただ、今回の議会でも上程いたしておりますように、公共水路については予算化をし、これから工事をしていきますよと、こういうことで言わせておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと、6問目、支払いなんですけど、これにつきましては議員おっしゃられるように4月から11月までと非常に長い期間やと、果たしてくれるんかくれへんかわからんということを言われておりましたが、やはり町といたしましては、申し込みのあったもの、受け付けをしたものについては、これはその年度で支払わせていただくというのが原則でございますので、もう少しその間で中間的に支払うようなそうしたことを検討していきたい、そのように思います。ちょっと期間が長過ぎるということでございます。

中間締めということ等を一遍検討していきたいと思います。

私のほうから以上です。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 西口議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思っています。

先ほど西口議員のほうから紀の海クリーンセンターが海南市、紀の川市、紀美野町の三つでやっているんで、一緒のやり方が当たり前やということでお聞きしたんですが、実は海南市のほうではリサイクルセンターについては海南市で処理をしているということでございます。紀の海のほうへはリサイクルごみは持って行ってない。独自の方法でやっているということでございますので、まだそういうことになってございません。よろしくお願ひしたいと思います。

高齢者がコンクリートを遠くまで持って行って処理するというのは困難であるということであるんですが、これはごみというのは自分で処理をしていくと、法的にもうちとこの紀美野町、紀の海の方法であります。面倒くさいとかお金が要るからというふうなことで、これは何とかやってほしいというような形で町が動くというのもやはりおかしいところもございますので、現状の状況で運用していきたいと思いますので、どうか御理解いただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 11問目のため池についての西口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ハザードマップとはどういうものであるのかということでございますが、一般的にうちも1カ所だけは池は作成させていただいてございますが、その池が決壊したときにどの方向へ避難していただけたら安全やというものを示したものでございますが、これに関しては、議員も御承知のように、土砂災害警戒区域の調査というのを今行っております。これとあわせた形でこの事業が平成31年度に完了するというような形になっていきます。それとあわせてこのハザードマップの作成というのを考えてございます。どちらかが先行してということになると危険箇所を通して避難場所、もしくは避難施設へ避難経路をつくっていかなということになってございますので、その辺で御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 57 分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 58 分）

○議長（小椋孝一君）                      これで西口 優君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 58 分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 30 分）

○議長（小椋孝一君）                      続いて、5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君）                      それでは、質問に移らせていただきます。

質問の1点目、介護保険事業特別会計への法定外繰り入れについて質問します。

高齢者の負担能力を超えて上昇を続ける介護保険料をどうするかは、介護保険事業最大の問題となっています。

厚生労働省が2015年4月に公表した全国の介護保険料集計で、第6期は第5期と比べて10.9%増の月額5,514円となりました。和歌山県は13.5%増の6,243円、紀美野町は16.3%増の6,860円と県下最高額です。

さらに、国の2020年度、平成32年度推計は、36.2%増の月額6,771円、2025年度、平成37年度には64.2%増の8,165円となる見込みであり、紀美野町の試算でもそれぞれの年度で月額7,720円、8,711円と予測しています。

こうした値上げは、被保険者負担の限界を上回っており、到底納められるはずはありません。

2014年、平成26年、介護保険法改定で公費投入による低所得者の保険料軽減が

初めて法制化されました。給付費の５割に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料軽減割合を拡大するというものです。軽減対象は、市町村民税非課税世帯の被保険者で６５歳以上の約３割に当たるとしていました。しかし、現行は、第１段階、生活保護と年金８０万円以下の世帯のみ５割軽減を５．５割軽減にする軽減策にとどまっています。来年度から第１段階に加えて第２、第３段階も軽減の予定ですが、詳細は不明です。

紀美野町介護保険事業特別会計の平成２７年度決算では、引き上げたことにより保険料収入が平成２６年度の２億４,９５２万３,８５３円から２億９,７６８万２,０９０円へと４,８１５万８,２３７円、１９．３％ふえました。一方、保険給付費は、平成２６年度の１５億３,５１１万３,２０７円から平成２７年度は１５億５,１５５万７,１０２円と１,６４４万３,８９５円、１．１％の伸びにとどまっていますが、今後の推移は予測できません。

介護保険財政の制約は、第１号保険料が高齢者の負担能力を超えた額になってしまっていることにあります。その解決策は、公費分、特に国の負担拡大を求める以外にありません。しかし、当面の課題として、国民健康保険事業特別会計と同じように一般会計からの法定外繰り入れを検討する考えがないか伺います。

質問の第２点は、児童・生徒への教材費補助についてです。

子育て支援をテーマにした質問の初めに何度も紹介しましたが、２０１５年に政府が発表した２０１２年の子供の貧困率、つまり貧困線以下の家庭で生活する子供の比率は１６．３％、約６人に１人となっており、１９８５年の１０．９％から年々ふえ続けています。

貧困線は、１９９７年には１４９万円でしたが、１５年の間に１２２万円まで低下しました。貧困線が下がると貧困率は低下するはずですが、反対に増加しているというのは、収入の少ない家族のもとで暮らす子供がふえており、貧困の度合いが深刻化していることをあらわしています。

貧困がふえる背景には、労働者派遣法の改悪などにより非正規労働者が急増し、１９５５年、平成７年に正規労働者が約３,８００万人、非正規労働者１,０００万人でしたが、２０１５年、平成２７年には正規約３,３００万人、非正規は約２,０００万人となっています。

山形大学の戸室健作准教授の調査によれば、和歌山県の子供の貧困率は１７．５％で全国の第９位、非正規労働者の比率は３８．５％となっています。

厚生労働省の平成２７年賃金構造基本統計調査によれば、男女合計の平均賃金は、正規で３２１万円、非正規で２０５万円であり、非正規雇用の増加が貧困の増大を招いていることは明かです。そうした実態はよそごとではなく身近に感じることができます。

９月議会でも紹介したように、給食費など義務教育で保護者が自己負担する費用を市町村が補助する動きが広がっています。４年前の調査では、給食費の補助制度がある自治体は全国で１２２にのぼり、修学旅行費や授業で使う補助教材費まで全額肩がわりして義務教育費の完全無償化をうたう事例もあります。

紀美野町の子育て支援策は近隣の市町村と比較しても充実していますが、保護者の負担をなお一層軽減するためにとりあえず第３子からの給食費を無料にする考えがないか９月議会で質問しました。研修してみるとの最終答弁だったと記憶していますが、あわせて教科別テストやドリル、問題集、資料集など教材購入費への補助を実施する考えがないか伺います。

質問の３点目は、イタドリ栽培の研究についてです。

紀美野町の農家戸数は２０１０年、平成２２年には８５９戸でしたが、２０１５年、平成２７年では７７４戸と５年間で１２１戸減少しました。耕地面積も２０１３年、平成２５年の８１８ヘクタールから２０１５年、平成２７年には７９２ヘクタールに減っています。農地の多くは急傾斜地に点在しており、高齢化が進む中、町は農業経営支援事業など単独事業も含むさまざまな支援を行ってきましたが、耕作放棄がふえているのも現状です。高齢化とともに小規模農家が多い紀美野町の農業を支えるには、新しい農産物の開発や試験栽培、販路の開拓、就農支援など農協とともに連携し、粘り強いサポートが必要ではないかと考えます。

近年、遊休農地でイタドリの栽培に取り組む農家が新聞やテレビで報道され、注目を集めるようになりました。イタドリは全国に広く分布する山菜で、スカンポやゴンパチと呼ばれ加工品が産品販売所などで売られています。このところ乱獲や環境の変化、シカの食害などにより高品質のものが手に入りにくくなったことから、要望を受けた和歌山県林業試験場が栽培実験を繰り返して、その結果を報告しました。

山菜とはいっても雑草に近く、山などに自生して生石高原では邪魔者にされてきました。しかし、圃場にこだわる必要もなく、荒れ地でも栽培できるイタドリは、耕作放棄地対策として検討価値があるのではと思います。

そこで、農協や農業振興研究会、農業士会、農産物加工グループなどと連携し、研究

に取り組んでみる考えがないかお伺いします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 田代議員の1つ目の御質問、介護保険事業特別会計への法定外繰り入れについてでございます。

議員御指摘のとおり、介護給付費の伸びと前年の財政安定化基金の償還等により、平成27年度から29年度までの第6期の平均保険料は6,860円と県下最高額となっております。

介護保険の財政構成は、保険料50%と公費50%で、保険料の内訳は、第6期では65歳以上の第1号保険料22%と40歳から64歳の第2号保険料は28%となっております。また、公費の内訳は、給付費の種類や地域支援事業に関して少し異なりますが、おおむね町が12.5%、県が12.5%、国が20%と第1号被保険者に占める75歳以上の割合と所得段階別の割合などに応じて調整交付金5%となっています。また、本町の第1号保険料については、第6期は被保険者の所得に応じて11段階を設定しています。

議員御提言の一般会計からの法定外繰り入れについては、法令上禁止の規定はございませんが、県からの強い指導で現在に至っております。先ほど述べたように、介護保険制度の基本的な仕組みとして、40歳以上の方の保険料と公費半分ずつにより運営することとなっており、また、一般財源も厳しい状況の続く中、現状では法定外繰り入れは考えておりません。

なお、介護給付費の伸びを抑制し、第1号保険料の適正化を図るために、さらに積極的な健康づくりや介護予防事業及び地域包括ケアシステムの推進に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長 (前田勇人君) 私からは、田代議員御質問の2番目、児童・生徒への教材費補助についてお答えをさせていただきます。

義務教育費負担は、憲法の規定するところにより無償でなければならないとされています。しかしながら、文部科学省の義務教育費に係る経費負担のあり方について、児童・生徒個人の用に供する教材については、義務教育費無償の原則に触れるものではないと解されているため、必要な範囲で家計の負担を求めているとされています。

現在、学校教材では、備えつけて児童・生徒が共用するものについては公費で負担することとしています。実験・学習の材料で児童・生徒に直接還元されるものや児童・生徒個人の所有物となるものについては、保護者負担をいただいております。

議員御質問の児童・生徒への教材費補助については、現在、要保護及び準要保護児童・生徒に対し、保護者の経済的負担の軽減を図るために必要な援助として、教材費、給食費も含んだ援助を行っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長 (湯上章夫君) 私のほうから田代議員の3番目の質問、イタドリの栽培の研究について、要旨として、イタドリの耕作放棄地への栽培についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、イタドリは、この辺ではゴンパチと言われています。タデ科の草本で日本各地に分布します。日当たりのよい土手や河原などさまざまな場所、肥沃な場所にも生育します。

県内でイタドリの栽培を行っているのは日高川町のみと聞いております。その日高川町の旧美山村の方々は、郷土料理としてごんちゃん漬という漬物として加工し食されています。

最近では、獣害被害によって野生のものが減少したため、3、4年前から栽培にも取り組まれていると聞いています。県外では、徳島県、高知県にも栽培実績があります。

そこで、紀美野町農業振興研究会の会長にもお話を聞いてみました。イタドリは収穫したままの状態では販売に向かないため価格が非常に安くなります。では、手を加えるとする、皮むき、あく抜きなど知識、経験が必要であるとともに、非常に手間がかかります。

研究会は、現在、コゴミ、高野マキの栽培等の研究に注力しているので、早急に栽培

から活用に取り組むことは難しいが、研究することはやぶさかではありませんとのことでした。

また、生石加工グループの会長にもお話を聞いてみました。過去に加工したことがあるが商品化に至らなかった。理由としては、やはり手間の問題、また品物にしようとする大量に材料が必要であるとのことでした。

両者とも身近にあり、栽培も容易であるので研究することには御協力いただけることであり、今後ほかの関係機関も含め連携していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5 番、田代哲郎君。

○5 番 (田代哲郎君) 介護保険事業特別会計への法定外繰り入れについて、介護保険料をめぐる問題というのは、単に高過ぎるから保険料負担を軽減するというだけの問題ではないと思います。

先ほども答弁の中でありましたが、地域包括ケアシステムとか今後の高齢者介護とかということを考えても、財政的な制約を取り払わない限り今後の展望というのは見えてこないと思います。もちろん根本的な解決策というのは、公費部分を拡大して保険料に依存する。50 パーセントを保険料でという、この仕組みを改めていく以外にはないだろうというふうに思います。

先ほども説明の中でありました国庫負担割合、負担金が20%、調整交付金が5%ということ、さらにふやしてほしいというのは、地方自治体関係者の一致した思いのはずだと私は考えています。

国は財政難を強調することで全体で9兆円を超える保険給付費の25%、つまり2兆円ほどを負担しています。一般会計予算というのは90兆円あるわけですから、そのうちの2%台にすぎない負担で、これはやっぱり地方から国庫負担の拡大をしっかりと求めていく必要があると思います。例えば知事会であるとか市町村長会であるとかからきちっとこの要望をかけていかないと、これほどの財政に2兆円ほどしか国が負担しないという負担のあり方をきちっと変えていくことが大事であると思います。

同時に、それが実現するまでは一般会計からの財源繰り入れというのが差し迫った課題であろうというふうに考えてこの問題を提起させていただきました。

先ほども答弁の中でありましたが、市町村が介護保険料軽減のために一般財源投入を



行うことはできないという規定はないという、その認識はそのとおりだと思います。でも県の厳しい指導があるからなかなかできないということで、しかし、だからできないというふうに断じるのはちょっとどうかというふうに思います。

介護保険法令上は、繰り返しますが、法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁じる規定や、またそれに伴う制裁措置は一切ありません。これは厚生労働省が国会でした答弁にもそのことは明らかに述べています。ただ、制度の趣旨から言って適当ではないので慎んでいただきたいというのが、そのレベルでの助言を県も含めて行っているにすぎません。

厚生労働省の指導なるものも、保険料を減免する場合の一般財源からの投入については述べています。減免のためにできないというのは述べていますが、介護保険事業計画に基づく保険料の設定に際しての一般財源投入についての禁止規定はありません。

単独減免三原則というのもありますが、これの中に一般財源から繰り入れてはだめだということはどうなっていますが、これも会議のときの資料として提出したものにとすぎず、それが介護保険事業行政の手を縛ることにはならないはずだと思います。ですから、禁止する法定根拠がどこにもない以上、介護保険事業特別会計への一般会計から国保と同じように法定外繰り入れすることを今からも考えて検討していかないと、町の予測でも国の予測でも、特に紀美野町の場合は今後の介護保険料の上がり幅が非常に大きいという、それは計画の2015年版にもはっきりと載せています。

それから、質問の2点目の教材補助についてです。

実は余談ですが、10月に朝日新聞社から私のもとへ「謹呈」という形でこういう本が送られてきました。子供と貧困に関するレポートを朝日新聞社で、ずっと朝日新聞社に連載していたレポートを本にまとめたもので、朝日新聞社取材班が発行したものです。朝日新聞社の出版ということになっています。私も和歌山に置いてある家が子ども食堂に使われていますので、そのこともあって謹呈という形でこういうふうに送られてきました。

本はいいんですが、ここに書いてある内容を読み始めてみると、想像を超える実態にほんまにびっくりというか、唖然としました。孤立と無力感の中で生きる子供たちの姿というのがありありと生々しくレポートされています。特にショックを受けたのは、お腹をすかせティッシュを口にした姉妹というのが報告されていまして、こんなことがほんとうにあることだろうかと思いました。

この町には似たようなことが絶対にないと言い切れるかという思いもあります。そんなに生活に困って、なぜなら6人に1人の子供は貧困家庭で生活しているという、全国平均で。この町の子育て世代は、ほかの町よりも裕福だという保証は何もありません。ましてや貧困というのは見た目だけで助けを必要としている状況かどうかはわからないというのが一般的です。お金があろうがなかろうが大量生産の同じような服を着ているし、親の多くはスマホを持っています。貧困とは、生活していくために必要なものが満たされない状態で、普通に生活している者が必要なことが満たされない状態を言うと。その結果、暮らしがだんだん破壊されていくという状況を指します。

対策の1つは、親の経済格差を子供の世界に持ち込ませない施策だということだと思います。早く言えば、お金がないからといってそんなに子供が心配しないでもいいようにすることです。だから、保育・教育・医療などの領域で貧困を和らげる工夫というのがとても大事になってきます。そのうちの1つで紀美野町は医療ではそういう施策が実現しています。高校生まで無料でいけるとなるとどんなに病気しても心配することはありません。そういう心配を一つ一つ取り除いていくことだと思います。子供のインフルエンザの予防接種の助成もそのとおりです。

先ほどの答弁の中にありましたが、要保護とか準要保護、児童・生徒にはそういう給食費も含めて修学旅行費とか学用品費の全ては助成されていることは存じています。しかし、それだけで事足りるんか、それも全国的には15%くらいという平均値が出ていますけど、我が町は10%程度にたしかとどまっているというふうに思います。大事なことは、家が貧乏でしんどくても楽しいから行こうと思える学校に近づけるために、少しでも経済的負担を軽くして教材費購入への補助を実施してほしいなというふうに思うからです。そういうことを実施する考えはないか再びお伺いします。

イタドリの栽培については、よく行政のほうで御存じのようで、研究していただけるということですからこれでいいと思いますけど、先月の1日に日高川町へ私も個人視察に行ってきましたので、その報告だけちょっとしておきます。

かなりどういうあれか林業試験場が非常に熱心に取り組んでいまして、林業試験所としては何とか和歌山県の特産に育てていきたいと話しているそうです。現在、すさみ町や白浜町、田辺市、本宮町など県内7カ所で栽培が検討されています。古座川町からも視察に行っていますし、この町からも個人的には一般の町民の方が何人も行っておられるようです。

もともと日高川町の旧美山地域では、１９８３年からイタドリの料理研究開発をし、さっき言われましたようにごんちゃん漬という名前で売り出しています。ただ、最近は自生する太くて利用価値の高いものがシカの食害や環境の変化などで少なくなってきたんで生産者から何とか栽培できないかと問い合わせや要望が多くて林業試験場が優良株の選抜をする研究などを今でも続けています。

日高川町では、生活研究グループ「ゴンパチ部会」というのがありまして、生活研究グループというのは、この町で言う加工グループです。やっていることは同じようです。栽培実験に協力していて、１０アール当たり８００キロぐらい収穫できることや、追肥で収穫量が２倍になると。地下茎を使った苗づくりが一番有効やという、地下茎１５センチほどに切って埋めていって、それでふやすのが一番ふやしやすいと。こういうふうな栽培と利活用のマニュアルというのもいただけてきましたので、これを見たらつくり方から栽培の仕方が全部わかるようになっていきます。

ただ、先ほどありましたが、イタドリを栽培するだけでは単価が非常に安いんですね。だから６次産業化して、例えば佃煮にどうして販路をつくるかという難しい問題がありますので、町民の方にその気持ちになってもらって、こういうのでやっているよということを実際にわかってもらっているいろんなグループで広げるのにどうするかということを一週十分研究していただきたいと思います。

研究していくということなんで、先日、加工グループの指導者の人とお話したんですけど、農産物加工ではとてもそんなゆとりはないと。それは無理だろうと思います。

それから、皮むきというのが一番難しいんですけど、これは高知県のほうの会社がイタドリの皮むき器というのを開発しているそうです。何とかという会社で、ちょっと名前はここに書いていませんのでわかりませんが、そういうことでこっちのほうは一生懸命進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午後 ２時０４分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時04分)

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の1問目の質問でございますが、これにつきましては、もう議員も御承知のとおり、相互扶助の原則というのがございまして、自分とこの会計の中では自分とこでやっていけと、こういうことが原則であろうかと思えます。

そうした中で、先ほど議員がおっしゃられました厚労省におきましては、慎んでいたきたい。いい言葉ですね、考えてみたらね。そしてまた、県のほうからも、そうしたことは好ましくないというふうな状況の中で、今、紀美野町の財政、御存じのとおり、やはり国の交付金に依存しているという町財政でございます。

そうした中で、やはり厚労省、あるいは県の指導のもとにやってきたというのが現状でございまして、議員御提言の町村会からの負担のあり方を国に求めてはと、これはもう既に求めております。要望しておりますので、これからも引き続いて要望してまいりたい、そのように考えておりますので御理解を賜りたいと思えます。

そしてまた、行政におきましては、先ほど課長からも説明させていただきましたように、積極的に健康づくりや介護予防事業及び包括ケアシステムの推進を今後とも進めていくという、この両面においてやっていきたい、そのように考えておりますので御理解賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） それでは、田代議員の再質問にお答えをさせていただきます。

子育て支援対策については、町の大変重要な施策であろうかと思えます。そう考えるところでありますけれども、例えば教材ということになりますと、児童・生徒への直接還元されるもの、また個人の所有物といったことにつながるものがございます。そういったことを考えますと、保護者の方に御負担をいただいて子供とともに子供の将来を考える、また未来を考えるといったことで御負担いただくのが一番理想かと考えます。そういったことを含めまして御理解のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 介護保険事業会計の法定外繰り入れというのは、そんなに

簡単にそれはそうですわという問題ではないと思います。ただ、現状だけお話しておきます。

長い目で見ていかないと先々の課題として今から論議していかないと大変なことになる。まして介護予防にしても、特に包括的ケアという問題になってくると、やっぱり財政的なものが制約を取り払っていかないとなかなか難しいという問題があります。

国民健康保険では多くの市町村が一般会計から法定外繰り入れを行っているのは御存じのとおりです。これはもう釈迦に説法だと思いますが、国民健康保険と介護保険の特別会計への繰り入れとなる根拠となる法令上の規定はほとんど差がありません。国民健康保険施行令第29条の7、介護保険施行令第38条、その2つが国民健康保険に繰り入れている同じようなことが書いてあります。

どういうことかと言うと、国民健康保険も介護保険も必要額から公費負担などの収入見込みを控除して保険料額を決めます。これだけ要るよって、公費からどれだけ出る、あとこれだけ残る。これを保険料をそこで決めます。ところが収入見込みの中に、その他国民健康保険事業に要する費用のための収入という規定があります。その他規定というんですが、わかりにくいんですけど、条例の一番下にあるその他という部分ですけど、それも控除してという意味のことです。

この規定が市町村に活用されて保険料減免などを行うことに、保険料を低く抑えるための国民健康保険の法定外繰り入れというふうになっています。介護保険施行規則にも同じ規定があるんです、全く同じ条文が。ですから、法令解釈によれば完全に繰り入れても問題はないと私は思っています。

もう1つ、報告を申し上げますと、これは会計検査院が出している報告ですが、ことしの3月25日に国会に報告した介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果についてということで、この中で第4期では5つの保険者、第5期では10の保険者が法定外繰り入れを行っていたと。そのうち3つの保険者に対しては県から文書による指導があったものの、8保険者に対しては何もなかったというふうにこの中に記載されています。これは国会に報告された正式の報告書です。

実は私もびっくりしたんですが、和歌山県下でもそれをやった自治体が、実は日高川町がその法定外繰り入れをやっているんです。日高川町では、4期で1,272万4,000円、第5期で4,739万7,000円、計6,012万1,000円の法定外繰り入れを実際に行っています。

いろいろあって例えばお金がちょっと足らなくなったら介護保険では財政安定化基金から借入れをしてということで補いなさいということになっています。ところがこの財政安定化基金から借入金をするとか次期介護保険事業計画の計画期間中に返さなくてはならないという仕組みになっていて、自動的に保険料を上げないと返せないという、これが嫌だから次期計画期間における介護保険料基準額の引き上げにつながることを嫌って、ここから借らないでいわゆる法定外繰り入れを行ったんだということが圧倒的に多いみたいです。

非常に難しい問題ではあります。ここでいってそうしましょうかという、そんなこと答えられる、将来の検討課題であるので全然できませんということではなしに、やっぱり検討とか研究を重ねていってほしいと思います。その点についての答弁をお願いします。

教材費補助ですが、9月議会でも紹介した京都府の伊根町というところがあります。舟屋が有名で2,250人の町で非常に小さいです。ここは義務教育費の無償化を始めています。費用は年間約700万円ぐらいです、100人ぐらいしか児童がいてないんです。それでも教材費では教科別テスト、ドリル問題集、資料集、各種用紙類、教科別実習材料費、理科実験セット、石こう粘土、粘土板、そんなようなものを教材費として区分されるものと実施要綱に含んでいます。だから、保護者の自己負担というのは、制服とかランドセル、筆記用具、体操服とかも含めてそういう購入費に限られるということです。

この町と同じように非常に観光的には舟屋があるんでそこは盛んになっていますが、僻地ということで一番の資源である子供たちをしっかりと育てることが大切という考え方に基づいておりますので、和歌山県で一番子育てしやすい町を目指して、教材費もということになっていますので教材費も何とか検討してほしいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君）                      町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）                      田代議員の御提言は本当に私どもにとってもありがたい話なんです、やはりこの紀美野町、依存財源で運営をしているというふうな状況の中で、やはり国・県の指導、そして町村会からの要望というふうな両面で実は強行にまたやってまいりたい。そして、この中におきましては、先ほども申し上げましたように、健康づくりのそうした推進ですね、予防ですね。そうしたことに力を入れていきたい、その

ように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 田代議員の再々質問にお答えします。

前にも給食費のことで第3子以降ということで質問もあったわけですが、先ほど課長も申しあげましたように、やはり子育てというのはうちの町にとっては非常に大事な施策であります。決して子供たちや保護者をいじめているわけではございません。できるだけ軽くという方向で取り組んでいきたいと思います。

しかしながら、やはり個人に還元するものであるとか、やっぱり個人の所有になっていくものであるとかといったところで今後考えていかなければならない課題がたくさんあるかと思っています。

先ほど伊根町の話もございましたけれども、そこまでもいかなくてもちょっとでも近づけるような方向で検討していきたいと思っております。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで田代哲郎君の一般質問を終わります。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時19分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時33分）

○議長（小椋孝一君） 続いて、11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは、議長のお許しを得まして一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、介護政策についてお聞きしたいと思います。

先ほどから田代議員のほうから介護問題について法定外繰り入れ等の問題から質問をされておられました。その答弁の中でも予防等について力を入れていくということで答

弁があったかと思います。

この介護保険の総合事業で町民がどのようになってくるのか、そういうことで今本当に心配をするところであります。さきの議会の答弁で12月に審議をしてきたことについての結果を出すということでございました。特に今のそういう予防にかかわるところの要支援、それから介護度の1、2の方々のサービスはどうなっていくのか、現行基準を守るための施策、あるいは利用者の負担がどうなっていくのか、また当然のことながらでございますが、介護施設を運営する事業所の運営上どうなっていくのかなど大変気になるところがあるわけであります。

介護認定とチェックリストとの使い分けをどのように考えておられるのか等々非常に格差の問題が山積みしていると。これを全てというんですか、大体町のほうにいろんなことをせいと、この要支援等についてはなくさないよ。しかし、なくさないけれども、国の基準じゃなくて町のほうで考えてやってくれたらええと。町のほうでよその市町村よりもよいものはやっていけばいいじゃないかということでございますけれども、そうなってくるとお金との関係がどうなってくるのか。また、さきの質問でも聞いたように、後期高齢者の伸び率の問題がまた1つの枠としてかかってくる等々いろんな問題もあるかと思います。そのことについて聞きたいと思います。

大変専門的な課題でございまして、素人の私にもわかりますように、よろしく御答弁願いたいと思います。

次に、ふれあいバスの運行についてお聞きしたいと思います。

町長の開会の挨拶で一部ふれあいバスについて言及されました。そして、このことについて他の議員からも質問がございましたけれども、今まで私もデマンドバスについて質問もいたしましたけれども、これは単に事前に来てくださいよというそういう申し入れがあるからというんじゃなくて、その制度を使って定住維持を広げると。そして利用がしやすいようにという観点から、私は以前からみなべ町などの状況などをお話しながら質問をしてきたわけでございますけれども、単にお客のない日は走らないというだけで、そういうバスになってまいりますと、バスあるいはタクシーですね、住民から見た場合、本当の住民の願いということになるのかどうかという心配というところがあるわけですね。

区長さんを対象にお話の会があったようでございますけれども、その場でも区長さんからいろんな意見が出たようであります。例えば車を小さくして走ってもうたらどうか



とか、そんな問題もあったかと思いますが、何にしても関係する町民の皆さん方が納得のできるというんですか、制度的によくなったと、こういうふうに思われるような内容のことにならなきゃならんかというふうに思います。

さきの答弁で、来年度から始めて半年間ですか、一定期間のテスト走行していくという、そういうふうな話でありましたけれども、このことについて町民の皆さんの意見をどのように取り入れられておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、マイナンバーについてお聞きしたいと思います。

国は何千億円という多額の予算を使って国民一人一人にナンバーをふるというマイナンバーの制度をつくりました。それから、そのことによって国民は非常に不合理に思っています。その1つがことしの年末調整や確定申告からマイナンバーの記載が求められることであります。納税者本人、配偶者控除、障害者控除を受けようとする者は、本人はもとより親族までマイナンバーの番号が必要になってくると。税務署に行って確定申告をするときに申告用紙に書いた番号が正しいかどうか、それが本人かどうかを確かめるために写真のついた運転免許証のようなものですね、身分証を見せて確認をしなければならなくなるようなことのようにあります。

しかし、これらは必要があるのか。このことについて国税庁は、確定申告書に番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない。番号を扱わないことでは国税庁の罰則や不利益はないとしています。

このように罰則等のことはないんだよというふうに言いながら、総務省は来年の住民税特別徴収通知書にマイナンバーを記載するように自治体のほうに求めてきているようなんです。そのために自治体から事業所にマイナンバーを送りつけていくと。そうやってまいりまして、送りつけられた事業者は、従業員本人が知らない間に事業所に送られて、それを他人に見られたり、あるいは紛失と、その場合に事業主の責任が問われることになっているようなんですね。従業員がこのマイナンバーをその事業所に提出していないケースがあると思います。そんなときに送られてきた事業主が町なら町から来たものを勝手にあけて見ることも、それを使って所得税や社会保険手続を行った場合は、事業主の責任が問われると。大変扱いにくいことが行われようとしてきているし、本人、自分が納得していないのにそういうふうに自分の番号が送られたり、動いていると。そういうことに対して、これは非常に問題があるんじゃないかというふうに思います。

また、先ほどから言ってるように、事業主がそのような責任を全て問われるようなこ

と自体も大変問題だと思います。このことについて、このようなマイナナンバーについて事業所に送りつけたり、そのようなことについて必要性についてどこにあるのかということと、やめることによって問題があるのかないのか、なければやめていくことが正しいのではないかと思います。御見解をお聞きしたいと思います。

次に、消防署の駆けつけ時間についてお聞きしたいと思います。

町内の救急車両の駆けつけ時間はどうなっているのでしょうか。病気によっては処置する時間によって命あるいは脳死というふうな状況になるおそれがあるというふうな以前の救急の勉強をさせていただきましたが、そういうふうなことからして町内それぞれに十分な時間の中で対応ができていっているのか、その対策はされているのかお聞きしたいと思います。

次に、最後に町おこしについてお聞きしたいと思います。

町長の開会日の挨拶でも活性化のために町内各地での取り組みが紹介されました。町もそのことに応援もされております。

さて、以前から山椒料理のコンクールを提案しているわけですが、それについてはどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

このことについては、最近、コンクールというのがあっちこっちで、これはイベントみたいなものですけれども、されているようで、この間、役場の産業課のほうに行かせてもらったら、棚に置いていたのがジビエ料理コンテストというのがあって、11月30日、もう切れましたけれども、こういうふうなことでレシピというんですか、それを集めようとされています。

また、町おこしの先進地であります大分県の湯布院町、ここでは、今ではないですけども、今は湯布院は押しても引いても何ともしませんけれども、以前は大変寂れた温泉町で、別府は非常に山を越えた大変華やかな観光地ということであったわけですが、そこで何とか客を集めようということで、ここの温泉宿の旦那さんたちが集まっている企画をやっていくんですけども、1つには、たしか農協だったと思いますが、お金を借りてドイツの保養型の観光地に代表を送って視察をさせると。そして別府のようなきらびやかな観光地でなく、ひなびた地での保養型の観光地を目指していきます。

そのような中いろいろな取り組みがあるんですが、その1つが漬物のコンクールだったんです。おばあちゃんが優勝したそうなんですが、そこでよかったですねで終わらずに、

その方を先生にして漬物の漬け方の勉強会をしたそうです。その勉強会に参加した旅館のおかみさんたちが漬物の漬け方を自分とこでやっていくと。そして、その旅館の食事に並べる、あるいは食事で気に入った方に土産に買って帰ってもらおうと、このようなことをしていったそうなんです。

こんなことだけではございませんけど、この湯布院はたくさんいろんなことをやっていますが、別府に対して湯布院ではこのように特性を生かしてまちづくりをしたがために成功したと、こういう内発的な発展の方向を目指してやっていったと。これが基本だと思うんです。

このようにいろんな産業対策が大でありますけれども、この町に生かしたそういう内発的な発展の方向をどのように見出していくのか、そういう点でそのひとつとして私も経験させてもらったんですが、キクイモというのがあるんですね。キクイモがかじか荘の理事をさせてもらっているときに知り合いからたくさんいただきまして、それでかじか荘で使ってもらえないかということからいろいろ調べていったんですけれども、これはネットで調べていくと、キクイモ料理の本と、これは長野県の泰阜村という村で町おこしのこの町の起爆剤としてやっているそうで、初めのところに発刊に当たってというのがあって、初めキクイモがどのように効くんかということで効能が書いておりまして、最後に、なお、この本の発刊に当たっては平成18年度に泰阜村で開催されたキクイモレシピコンクールへの応募作品をもとにして作成していますと。そういうふうな形で41種類のレシピをつくってこれを売り出しています。今でも見てみましたら、熊本県でも小国町でこのような本を出しておったり、また広島の方では、広島市立大学の国際学部のゼミ生がこのようなキクイモを使った茶漬け等を開発したと、このようなことが出ています。

何にしても、この紀美野町には、山椒、柿あるいはミカン等のそういう農産物があります。これが今後どのように発展させていくのか、山椒も変わったところではデザートに入れたりとか、そういうふうな形で使っていることもありますし、最近聞いたのでは、柿を白豆腐との白和えにするとおいしかったとか、よく柿の市では、自民党の先生がこんなんしたらおいしいですよと挨拶をされておりますけれども、いろんな形で町としても町民の皆さん方のそういう声を生かしていくと、そして、消費をどう伸ばしていくんかということについては、まず食べ方がわからなければならない。町長の行かれるトップセールスで山椒は京都の方では非常によく食べておられる。しかし、肝心我が町で

山椒をどのように食べているかと言うと、ほとんど自分たちで食べるということはないように思います。

そういうふうなことで広げて、消費を広げながらこの町をいかに発展させていくんかと、そういう点でこういうレシピのコンクールを、たくさんうちの町でイベントもやっておりますし、そういうふうなところで町民の皆さん方にいろんな技術をお聞かせいただくというふうなことにしていくべきではないかと思いますが、御見解をお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(11番、美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 美濃議員の1つ目の御質問、介護政策についてお答えいたします。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況について、町の方針が定まりましたので御報告いたします。

まず、要支援1・2の認定の方が利用している介護予防訪問介護サービスは、現行相当のサービスに加え、基準を緩和した町独自のサービスとして地域住民がサービスの提供者となる新しい訪問型サービスを設定いたします。これを以下、訪問サービスAと言います。

現行相当サービスは、サービスを利用する方の状況等により、今までと同様のサービスを利用できるものです。

訪問サービスAは、買い物や掃除、ゴミ出しなど専門性の問われない簡単な生活援助をヘルパーにかわり地域住民の方が提供するというものです。

また、担い手となる方は、生活支援サポーター養成講座の研修を受講していただいた上で介護保険事業所などに登録していただきます。

11月からの養成研修で現在11名の修了者がいます。今後も養成講座を開催し、担い手をふやしていく予定ですが、現状では生活支援サポーターの供給数が十分とは言えない状況です。

そのため、充実するまでの経過措置として、訪問サービスAにヘルパーによるサービスも設定し、その2本立てで安定したサービスが供給できるようにしたいと思います。

続きまして、介護予防通所介護サービスは、介護予防訪問介護サービス同様、現行相当のサービスに加え基準を緩和した町独自のサービスとして新しい通所型サービスを設定いたします。以下、通所型サービスAと言います。

現行相当のサービスは、サービスを利用する方の状況等により今までと同様のサービスを利用できるものです。

通所型サービスAは、町が推進する運動プログラムを取り入れてもらうか、それと同等のものにより積極的に介護予防を実施していただく予定です。サービス提供者は、既存の通所介護事業所等を想定しています。

それぞれの単価については、近隣市町村の状況を勘案し、町内事業所の方々との意見交換により報酬案を考えました。また、利用者負担につきましては、現行ベースを考えております。

これまで実施していた生活管理指導員派遣事業、生きがい活動支援通所事業については見直しを行い、現在の利用者は、来年2月ごろから個々の面談を実施し、身体状況や意向等を確認しつつ、必要に応じ新しい総合事業や介護予防事業などにつなげていくことになります。

既にサービスを受けられている要支援1・2の方については、要支援認定の有効期間が切れる2カ月前ごろをめぐり、御本人や家族、ケアマネジャーなどと町保健師等がサービス担当者会議を開き、現在利用中のサービスの必要性の有無や緩和型サービスへの転換の是非、また御本人の有する能力の維持向上のために必要な助言等を行う予定です。

これまで介護保険サービスの利用には要介護認定が必須でしたが、従来の介護予防訪問介護・通所介護のみ希望する場合は、基本チェックリストと言われる簡易な質問シートでサービス利用の可否を判断できることとなり、早いサービス利用や支援が可能となります。

これは一律に新しい総合事業につなげるということではなく、高齢者の状況を十分把握するために、町保健師等の訪問による基本チェックリストの実施を原則とし、家族や環境等も考慮した上で高齢者御自身の有する能力に応じ自立した日常生活が営めるために必要なサービス、適切な支援につなげていきます。また、必要に応じて従来の介護認定を受けていただくこともあります。

今後の流れですが、12月下旬には、介護保険事業所を対象とした説明会を開催し、緩和型サービスの参入意向がある事業所への指定事務を開始します。また、1月から2

月にかけて要支援認定の有効期間が切れる方のサービス担当者会議を開始するとともに、町民の方への周知を図っていく予定です。

なお、これまでも行ってきました介護予防事業ほかについては、内容の充実を図っていく予定です。

このように高齢者御自身が介護予防に取り組んでもらえるような支援体制の構築と、住みなれた地域で人とのつながりを持ちながら、いきいきと暮らせるように多様で柔軟な生活支援に向けての地域づくりを推進していく所存ですので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○議長（小椋孝一君） 美濃議員の2番目のふれあいバスの運行についての質問にお答えいたします。

先ほど西口議員の質問の中で答弁申し上げましたとおり、平成29年度の早い時期にふれあいバスの三尾川・上ヶ井・箕六線と永谷線につきましては、デマンド型運行への完全移行を、真国・志賀野線につきましては、一部区間でデマンド型運行を試行的に導入しようとするものでございます。

このデマンド型運行を試行的に導入するに当たりまして、議員の御質問の中にもありましたとおり、まずは直接関係する区長様に説明をさせていただき、区長様方からの御意見や御要望などをいただいたところであります。区長様からいただきました御意見や御要望を参考にしながら進めていきたいと考えております。

予約に基づく運行は初めての試みでありますので、関係地区には各戸配布をし、さらに利用されている方々には戸別に説明に回りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君） それでは、美濃良和議員の3番目の個人番号についての質問にお答えをいたします。

個人の個人番号が事業所に送付される書類とは、個人住民税特別徴収義務者へ送付す

る書類、個人住民税特別徴収税額通知書のことかと思います。

1点目の個人番号の漏えいがあった場合の事業者の責任についてでございますが、給与所得者は、個人住民税の特別徴収義務者へ源泉徴収票作成時において個人番号を報告します。それによって源泉徴収票の作成をすることになります。個人番号の管理は、番号法第12条に基づき個人情報保護法と同じく管理・漏えい防止の必要な措置を講ずることとされております。管理違反については、10カ条の罰則規定が法で定められています。

2点目の質問の必要性については、個人番号の制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公正・公平な社会を実現することを目的として必要とされております。

3点目のやめるべきではないかとの御質問ですが、2点目の質問と同様で、必要と考えております。

以上、個人番号についての答弁とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、美濃議員の消防署の駆けつけ時間に関する御質問にお答えをさせていただきます。

町内の救急車両の駆けつけ時間ということですが、平成27年中と本年11月末日までの救急出動で現場到着に要した平均所要時間を事故種別ごとに御報告いたします。

まず、平成27年は588件の出動がございました。そのうち急病は393件で、現場到着平均所要時間は10.1分、交通事故は33件で7.4分、一般負傷は103件で11.3分、これら以外の事故種別は59件で5.8分でありました。

次に、本年11月末日までの出動504件について御報告いたします。

急病は329件で9.9分、交通事故は33件で9.2分、一般負傷は86件で13分、これら以外は56件で6.3分となっています。

議員御指摘の脳死という状況になる可能性ではありますが、心肺停止状態になった場合、脳細胞が虚血状態となり、その状態が3から4分以上継続すると脳細胞に不可逆的な障害が始まり、回復することが困難となります。このようなとき心肺蘇生法により脳や心

臓に血液を送り続けることがAEDの効果を高めるとともに、心臓の動きが戻った後に後遺症を残さないためにも大変重要となります。

このようなことから、救急車が到着するまでにその場に居合わせた人が適切な応急手当ができるよう心肺蘇生法やAEDの使用方法を身につけていただくために、応急手当の普及啓発を積極的に行っており、平成26年1月から本年11月末日までの約3年間に1,309人もの方々に救命講習を受講していただきました。

今後も1人でも多くの方々に救命講習を受講していただけるよう継続して取り組んでいきたいと考えていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長（湯上章夫君） 私のほうから美濃議員の5番目の質問、町おこしについて、要旨として山椒料理のコンクールはしないのかと山椒や柿あるいはミカンの食べ方を研究し広げてはどうかについてお答えさせていただきます。

以前、美濃議員より山椒等を使った我が家の味コンテストを実施してはどうかといった御質問、御提案をいただき、今後考えていきたいとお答えさせていただきました。

その御提案を受けた後、生石加工グループ、JA等とともに検討会を立ち上げ、住民の方々の知恵をおかりするなどの情報収集、複数の試作、研究を行いました。その1つとして、紀美野町ふるさと推奨品の「山椒みりん漬け」が誕生した経緯がございます。

また、今回、紀美野町のさまざまな農産物を活用し、食べ方の研究をして、それを広げることにより消費拡大を図れないかとの御質問につきまして、現在、生石加工グループが紀美野町の産品を活用して開発した商品、山椒みりん漬けをはじめ34品となっております。山椒、ミカン、柿などの農産物で商品を開発し、順調に販売を伸ばしている商品もございます。

また、小学校への柿料理出前教室や国体等のイベントでもおもてなしとして配布も行っております。

県内では、平成23年10月に発足した紀州山椒の会において、県、町、生石加工グループ、JA、食品メーカーなど関係団体と連携しつつ商品の開発を進め、山椒香味油がANA（全日本空輸）の機内食に採用されました。



また、チョコレートへの使用などへの新しい取り組みも進められています。直近では、現在販売されている亀田製菓のぶどう山椒味の柿の種が大変好評となっております。

活用については、まだまだ可能性が残っており、その後もさまざまな商品を研究していると伺っております。

新しい商品開発は、消費喚起のために引き続き必要と考えますので、新しいアイデアを模索し、生石加工グループ、J Aなど関係する機関と連携、研究してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) だんだん厳しくなってくる国のいろんなやり方ですね、そういう中で一番町民、住民の皆さん方に接しているのが市町村なんですね。そこがまさに矛盾の最前線に立たされていろいろと担当する方々は非常に苦勞すると。その中でまた町民の皆さん方からいろんな御意見をいただきながら、議員はその議会の中で皆さん方に追求すると。そういう中でいろんなあつれき、またはそういうふうなところがあるんですが、何にしてもより福祉サービスをどう提供していくのかということについて、これは共に同じ立場にあるというふうに思うんです。

ですから、今、端的に言えば、国の政治を変えればいいんですけれども、あした変わるというわけにいきませんので、そういう中で少しでもよりよい状態を私たちの中で考えながら進めていかなきゃならないと思いますが、この介護保険の問題について検討されたのは、現行相当と、それから新しいAですね、ABCというのが国の方では言うてるようなんですけれども、うちの町ではAを対象に考えていただいているようであります。

しかし、実際のところ現行相当ですね、ここをどういうふうに進めていくのか、これを我々は考えていかなきゃならないので、Aはおまけというふうな形で、Aでも救える人は救っていこうやないかと。今まで来ている方については、この現行相当をどのように推し進めていくのかということについて、我々はいろんなないそでも振りながら頑張っていかなきゃならないとこだと思います。

その中でちょっと気になったんですけれども、チェックリストの関係なんですが、介護認定とチェックリストの関係では、チェックリストが原則というふうな答弁があったように思うんですけれども、原則は介護認定で、介護認定に当たらない方についてはチ

ェックリストと、こういうふうになってくるのではないかというふうに思うんです。

それと、介護の問題で事業所もやっぱり頑張っていってもらわなきゃならんので、実際のところこれは大阪のほうのところで聞いたら、この新しい総合事業に入っていっていった場合に現行よりも16.1%減ってくると、報酬の計算上。こういうふうなアンケート調査で出てきているようであります。

例えば要支援の訪問介護、通所介護の報酬で、予防通所介護では、要支援1の場合は月1,647単位、相場は週1回、要支援2で月3,377単位、相場は2回と、こういうことで、これは1回幾らというふうな形になってくるんでしょう。そういうふうになってきた場合に計算上が減ってくる。月に4日ある週ですね、水曜日なら水曜日が4日ある月もあれば、5日ある月もあると。ですから、4日というのは1日少ないというふうなこと等の計算がされていった場合に減ってくると。そういうふうなことで16.1%、単純に計算を私もしてみたんですが、10万円余り減額、あるいは4万円近い減額と。この要支援1と2の場合、このようなことになってくると。4万円と言うたら、パートで働いている方1人分ぐらいになってくるわけですね。そういうふうと考えていった場合に、事業所がやっていく上で非常に問題が出てくるのではないかというふうに思います。

今後、うちの町でも新たに介護施設が1カ所立ち上がっていくようなんですけれども、こういうふうな形で今あっちこっちで待っておられる利用者の方々が、待っておられる方々もたくさんおられると思うんですけれども、そういう方を救済する意味でもまだやっぱり基盤が少ないというふうに思うんですけれども、この点で財政的な面は十分であるのかどうか、その辺はどうであるのかを聞きたいと思います。

次に、ふれあいバスの問題でございますけれども、これから住民の方々にこのことを周知していくんだと、こういうふうな方向で行くんですよということをお知らせしていくということでいろんな声を聞いていきたいということなんでしょうけれども、これはどうなんですか、実際にこれで町民の皆さん方にまず聞くことが大事かと思いますが、これで返ってきた答えによっては、また変える方向があるのかどうか聞きたいと思います。

次に、マイナンバーなんですけれども、課長は必要なんだと。事業主が非常に責任を、罰則もあったり大変なことになってくるようでありますけれども、これについてさきに言いましたように国税庁も、あるいは厚生労働省でも労働保険の書類に番号の記載がな

くても受理する。罰則や不利益はないというふうに言っていますね。内閣府についても個人番号カードの取得は強制ではない、取得せずとも不利益はないと、こういうふうに言ってるんですけども、こういうふうに国のほうはそういうふうに言っている状況の中で事業所に送られてくる。例えばどんなんするんか知りませんが、郵便封筒の中に入れていくんか、簡易書留で送ってくるのか、それはわかりませんが、届いたものを勝手にあけるということもままならない。要するに働いている人がそれぞれ自分で自主的に事業主に私の番号はこうですよというふうに言うてる方についてはやりやすいんですけど、そうじゃない方々については、非常にそうもできない非常に矛盾があって、それを皆事業主が負わなきゃならんというふうになってきたら、これは大変気の毒な話ではないですか。そこのところ必要がないならば、こんな本人が知らんところで勝手に番号があっちこっちしているというふうなことはおかしいと思うんですよ。その辺については、その対策ですね、いかがお考えなのかお聞きしたいと思います。

次に、消防署ですね、今、平均の到着時間についてお示しいただいたんですけども、これで私も聞きましたけれども、長谷宮のほうでたまたま息子さんが帰っておられて、そのときに病気が起こった親を、そのちょっと前に勉強していたためにそれを活用して心臓マッサージしたと。到着した救急車に乗って本当にまさに運よく救われたというふうなことを実際に私も聞きましたけれども、それはそういうふうの実績、私も非常に立派にやられているなというふう思うんです。でもあと今言われた平均であって、遠いところではどれぐらいかかっておられますか。この運よく今言うたように応急手当の経験のある人がそばにおったという場合はいいんですが、そういう方がおられなかった場合は、脳死あるいは命が亡くなっていくというふうになってしまう。こういう方々をどのように少なくしていくかということについて、町としては今どこまで考えておられるのかお聞きしたいと思います。

町おこしについてです。

今いろいろと実際にされていて、私の質問した後についても、検討会を立ち上げていただいたり、いろんな商品を開発していただいたということで非常にうれしいんですけども、さらにやっぱり例えば山椒なんていうのはなかなかうちの町では食べない状況なんです、ですから、町民の皆さん方の中には、料理の仕方、そういうものを持っておられる方もおられますので、幅広く料理の仕方、レシピを集めていくということが必要ではないかというふうに思います。その辺についてはどうであるのか聞きたいと思い

ます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、現行相当をどう進めるのかという点だと考えます。

先ほど申し上げましたが、現行相当につきましては、国の基準相当のサービスで必要に応じて身体介護も含めた支援ができるものと考えます。それを選ぶというか、訪問型Aにするのか現行相当にするのかは、一律チェックリストなどで判定するのではなく、本人の御様子とかをサービス担当者会議などで決定するものでございます。紀美野町の場合は、訪問などを通じてその辺はきっちりと把握したいと思っています。

また、事業所の方の報酬のこともありまして、報酬はどうなるのかという御質問もあったんですけれども、これにつきましては、現状の報酬相当を考えております。

先ほど議員おっしゃられたのは、通所介護の分を言っていたかと思うんですけれども、訪問介護につきましても週1回程度、現在では要支援程度で月1,168単位とありますが、それを基本に国の現行相当は1回幾らということで考えております。ただ、回数がふえてきた場合は、現状の月単位のことを想定させていただきたいと考えています。これも先ほども申し上げたとおり、近隣市町村や町内の事業所の方、御利用者さんの負担がふえすぎないようにということを総合的に勘案して、今まだ決定ではないんですけれども、ほぼ考えているところでございます。

もう1点、気になった分ということで、基本チェックリストが原則という表現をしたのではないかと考えてございます。これにつきましては、介護の申請につきましては、要介護認定をするということになっておりますが、先ほども申し上げたとおり、御本人さんとか家族さんが窓口へ見えるか、訪問によってその状況をお聞きして、チェックリストだけで要支援のヘルパーとかデイサービスだけの利用の場合は、長い時間、1カ月ほどかけて審査をやらなくてもすぐに対応できるという方法がこのチェックリストになっています。それでちょっと表現の間違いもあったかもわからないんですけれども、要支援1・2に相当するような方でヘルパーやデイサービスだけで生活の支援が行われる場合には、訪問によるチェックリストを想定しております。ただ、これ以外の方とかあきらかに介護認定の要介護1以上と考えられる方とか、デイサービスやホームヘルパー以外のサービスを必要とされる方につきましては、要介護認定が必要となります。

また、64歳以下の2号被保険者の方の申請につきましても、要介護認定が必要となりますので御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 美濃議員の再質問にお答えいたします。

ふれあいバスの運行についてでございます。

関係区長さま方に提案させていただいた中で住民の方の要求に応じて運行するデマンド交通なんですけども、これについてはおおむね好意的に受けとめていただいた印象がございます。区長さま方の中にも、まず一度今の方式から予約制という形で変えてみることに当たって、やっぱり始めてみなければなかなかよい点やら悪い点というのがわからないので、今後いろんなことを検討していかないといけない面もありますけども、6カ月間の試行期間を設けて、その上で柔軟に対応していったらいいんじゃないかという御意見、後押しもいただきましたので、議員仰せのとおり、6カ月間の試行期間の中で得たデータや意見をもとに柔軟に今後も対応していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） それでは、私からは美濃議員の再質問にお答えいたします。

個人番号につきましては、議員がおっしゃるとおり重大なものかと考えております。

まず、1点目につきましては、住民税の徴収については、普通徴収と特別徴収がございます。その中の特別徴収についての個人番号の事業者への提供という形になります。これは番号法第19条1号の規定に基づき提供されるものでございます。

2点目につきましては、事業所が全ての責任を負わなければならないというお話でございましたが、当役場におきましても、最終的な責任は町長がとるというふうな形になっておりますので、これは当然のことかと思えます。

3点目の郵便書留の話でございますが、税の情報につきましては、個人情報とはともかく、所得、それと扶養、本人さんの障害であるとか寡婦とかという重大な情報は個人番号以外にも記載されております。現状のところは、書留で発送する予定はございません。

封筒につきましては、現物、このような封筒でございます。ここに大きく「特別徴収関係書類在中」と書かれております。ですから、誤って開くことはまず考えられないと

考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃議員の再質問、まず最初に、遠方ではどれぐらいかかっているかという御質問にまずお答えをさせていただきます。

平成27年中588件のうちで事故種別ごとの最長時間ということで御答弁をさせていただきます。

まず、急病38分です。交通事故は21分です。一般負傷は31分です。それ以外は20分ということになります。

平成28年11月末日までの504件に関しましては、急病で41分、交通事故25分、一般負傷38分、上記以外27分。

以上でございます。

2点目、こういった応急手当の知識を持った人がいなかった場合の対応ということでございますが、非常に難しい問題であろうかと思えます。私どもといたしましては、1人でも多くのこういった知識を持った方を育成するという方向性で今後も積極的に取り組んでいきたい。それこそがこういう状況に陥った方を1人でも多く救命する一番の近道であるという使命のもとに活動していきたいというふうに考えております。

しかしながら、早期に全員にということは不可能に近い状況でありますので、そういった場合の対応といたしましては、119番通報をいただいたときに電話を介して指令室員がこういった処置の指導を行うと、口頭指導というようなことも現在行っております。こういったことも積極的に取り入れながら、救急車が着くまでの間に何かできる処置をしていただこうということで積極的に対応していきたいというふうに思います。

もう1点は、活動面に関してですが、より迅速に現場に到着する方法、また現場に着いてからの確かな傷病者の方の観察、またそれに基づく判断、適切な処置、それから早期に病院へ収容するという一連の活動は、より迅速により質の高い活動ができるということで、今後も職員研修、また資機材等々の充実、こういったものに関して取り組んでいきたいというふうに考えております。

そういった中でも、道路が狭隘な部分、こういった部分に関しての現場に到着できるすべといたしましては、軽四輪タイプの支援車両という車両がございます。現場が現有の救急車両ではちょっと進入が困難やという場合には、そういった車両も同時に出動し

て、できる限り迅速に活動できるというような工夫もしておりますし、従来から申していますように、出勤に関しましてはドクターヘリ、これを積極的に活用して、より早く医師の管理下に傷病者などを置くといったようなことも積極的に行っておりますので、御理解を賜りたいと、このように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） それでは、私のほうから紀美野町の産品を活用して料理の仕方の内容を集めてはどうかというこの質問にお答えいたします。

先ほども説明させていただきましたが、当町のほうで組織的に実行しているのが加工グループでございます。加工グループにつきましても、先ほどからの実績がございました。あと町内だけではなく、現在では海草振興局のほうでも山椒の料理レシピ、これは以前行ったコンペ事業ということでつくっていただいております。また、地元食材を使った味で交流する会というのが和海地方の味交流会というようなものもございます。あとJ Aながみねであったり、山椒の会和海等もございまして、非常に研究はしております。

情報を集めるということは大変大事なことでございます。今言う組織もございまして、町民だけとは限らずに、先ほどの組織等とも連携しながら集め方等も考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、介護保険についていろいろと答弁いただきました。

予防訪問介護についての説明も今いただいたんですけれども、課長が言われているように、266単位ですか、高齢で5回使えば1,330単位ということになるのかというたら、そうはならないと。1,060単位が上限というふうな、こんなものがあつたりして今までよりはいろんな点で下がるんですよ。そういう報酬の点が非常にそういうことがあつて事業所というものを大事にしていかなきゃならないということもあるかというふうに思うんです。

今後、野上圏域で新たな事業所も立ち上がっていくということでございますけれども、そういう方々のところも今後やっていっていただける、そういうこともあれば、また毛原のほうで非常にだんだんと人口が減りつつあるところで事業所をやっている方々がど

のように運営していくんかというふうなところもあったりすると思うんですけど、今までやってきたやり方ではなくなってしまうと。よく言うたら、市町村で自由にやれるんだからもっと今までよりもいいことをすればということによってくれるんですけども、それができるかできないかというのはやっぱりお金次第ということになってくると思います。

町として懸命にやっていただけている方々をさらにということで、申しわけないんですけども、頑張ってください、町のほうでも27年度はこの間の9月の補正予算でもあったように約10億円近い黒字も出してくれています。そういうものも本当に住民サービスのほうに使っていただいて、できる限り町の方々が安心して暮らせる、そういうふうなまちづくり、これは町長も政策の基本に置いてくれていると思うんですけども、そういう立場でやっていただきたいと思うんですけども、事業所も頑張ってもらって、そしてそういう中で利用する高齢者の方々が生き生きとやっていただけるように国が何と言おうと最前線の紀美野町が頑張っていかなきゃなんというふうに思いますが、もう一度聞きたいと思います。

ふれあいバスについては、6カ月やって、その意見を聞いて、それをもとにまた考えていくということでございますので、決してサービスの低下というものを考えておられないということですね。そういうことで成り行きを見ていきたいと思います。

次に、マイナンバーの問題で、簡易書留じゃなくて封筒なんだということでございますけれども、その表に書いていると、そういうふうに今課長から答弁があったんですけども、それがうまく事業所のそういう担当の方の手元に行けばいいんですけども、いろんな郵便受けに入ってからそういう担当のもとに行くまでに、まさに書いていけばなおさらのことですね、こういうものが入っているということになってきたりしないかと、そういう心配をするんですけども、こういうマイナンバーなんていうのは本当にプライバシーが集積したようなものになりかねないものですから、その扱いの問題があると思います。

また、さきに言ったように、各省庁とか、そういうところが決してマイナンバーなくてもいいんですよというふうに言うてる以上、これは必要だというふうに言われましたけれども、なしに行けないんですか。やらなかったらどこに問題が出てきますか。そのところ余りにも理不尽なんですね、国のやり方が。それに対して町としても何らかの対策を講じていくべきではないかというふうに思いますが、もう一度聞きたいと思いま



す。

それから、消防署の関係が非常にいろんなことで実際命をどう守るんかということで24時間頑張ってもらっている中で、このように実績が上がっていると。これは本当に皆さん方に対して敬服したいんですけども、ただ、そういういろんなこともしてもらっている中で、訓練と、それから指導ですか、そういう中でできるだけ問題をなくしていくということで命を守っていくということでやっていただけているということなんですけれども、今の答弁の中でもありましたけれども、急病で最高38分、28年度は41分ですか、こういうふうなかかっておられて、先ほどのお話でしたら本当に命が危なくなってくるというふうに思うんですけども、さらに活動を強めていただくとともに、もう1点はやっぱり町の施策としては紀美野町の多分30分、40分というふうにかかっている地域というのは、東西に長いこの町ですから、東のほうに位置するところではないかというふうに推察するんですけども、その点についてやはり消防の施設、何らかのすぐに対応してもらえる、そういう要するに分署に匹敵するような施設の検討が必要ではないかというふうに思いますが、お聞きしておきたいと思います。

それから、町おこしですけども、いろんな形で料理の仕方、レシピを集めていくということでございますので、集めながらこれは1つのまた大事な町を売り出していくという、その点でも非常におもしろいというんですか、紀美野町がさらに脚光を浴びていく上でも何らかの形で紀美野にはこんなものがあるんだということでやっていただきたいと思いますし、それがこんなふうに食べられるのかと、またこんなおいしいものができるんかというならば、さらに消費についても拡大していけるんじゃないかというふうに思いますので、今いろんな形でレシピを集めていくということでございますので、それとともに一度コンクールというのも検討していただければと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど美濃議員がおっしゃっていただいた新たに介護事業所も立ち上がるという件につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所ですので今回の対象とは異なるものになります。

それと、給付につきましては、町が独自でもう少し充実したものという御提案もあったんですけども、町といたしましては、先ほどからの御検討にもあったように、保険料

の負担増につながることも考えられますので、高齢者の方の保険料の適正化も考え、抑制のこともあるということもお含みいただきたいと考えます。

また、介護事業所の方には、今までのサービスに加え、現行介護の対象者の方だけではなくて、現行相当のサービスや緩和型サービスに参入いただくことで基準の緩和などございますので、多くの方を受け入れていただいて、さらに介護予防に協力いただけるようお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時45分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時45分）

○議長（小椋孝一君）                      税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君）                  それでは、美濃議員の再々質問にお答えをいたします。

郵便の配達については、書留ではなく普通で送るということでございます。この分につきましては、もし故意にあけるならば、番号法の51条から60条に罰則規定が記載されておりますので、そこに抵触するかと考えております。

また、必要性につきましては、住民税の特別徴収につきましては、従業員の移動、退職とか転勤とかという通知が当町のほうに返ってきます。その際におきましては、同姓同名の方もおられ非常に私たちの事務の中では不安定な要素がございます。それを正確にするには、やはりよりよい情報、住所、氏名、個人番号が記載されれば間違いがなく処理できると私は考えております。

ちなみに特別徴収の番号法第9条第3項の規定においては、事業所に通知をしたとしても地方税以外には使用できないと定められております。第6条には、個人番号を徴収できなかった方についても再度徴収するようという努力義務が記されております。

そして、もう1点、郵便物については、郵便法第42条に誤配処理、誤った処理をした場合の法律が定められ、今回の発送する通知書については、条文を抜粋して封筒に掲示しております。全てについては、番号法の定めにより私たちは事務を処理してまいり

たいと考えておりますので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の4番目の消防署の駆けつけ時間等について、先ほど来から消防長のほうからいろいろ御説明をさせていただき、所要時間等につきましても説明をさせていただいたところでございます。

そんな中で、東部についてももうちょっと配慮してくれたらいいんじゃないかというようなお話もございましたが、やはり東部につきましては、岡地先生という先生がいらっしゃる。心肺停止とかそういうことになりますと岡地先生の要請によってドクヘリも飛んでくるというふうなことはありますので、そうしたことで対応していきたいと考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） 私のほうから紀美野町の産品を使ったコンクールをしてはどうかということで再々質問いただきました。

先ほど2回目のときのお答えの中にもありましたとおり、幾つかの組織がこれにかかわっておりまして、特に振興局や県のほうでも来年だと思っておりますけども、県民の料理、海草地方の関係での産品を使った料理の紹介なども考えられる動きがあるようでございますので、町単独でするのももちろんですけども、そういう動きも見ながら情報収集や、コンクールになるかもわかりませんが、その辺をちょっと研究させていただいて検討していきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） これで美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて、4番、町田富枝子君。

（4番 町田富枝子君 登壇）

○4番（町田富枝子君） 私のほうから3点についてお伺いいたします。

まず第1点目、デマンドバスについてでございますが、これは先ほどから同僚議員への答弁もあり、大要はわかりました。しかし、高齢者が既存のバス停まで歩いていくことが困難な方もおられますし、行きたい時間に行きたい場所までというみなべ町や玉城町のデマンド交通とは少し違う感じがします。このように行きたいときに行きたい場所へというデマンド交通は必要と考えますが、将来的にそういう検討する考えがあるのか

お伺いいたします。

2点目ですが、日本版ネウボラについてでございます。

ネウボラは、北欧のフィンランドで1920年代に始まった子育て支援拠点のことで、フィンランド語で相談やアドバイスの場という意味です。ネウボラの始まりは、当時ロシアから独立したフィンランドは、内戦が勃発し、乳児死亡率は悪化の一途をたどっていました。そこで子供たちを劣悪な環境から守るため、医師や保健師らを中心に健診や相談が民間の活動として始まり、1944年に法制化、1949年には国内どこでもサービスが受けられるようになり、フィンランドにおける母子の死亡率低下など大きな成果をもたらしました。このフィンランドで始まったネウボラと呼ばれる妊娠期から就学前までの子育て支援が今日本で注目を集めています。

日本では、急速に進む少子化対策として、仕事と家庭の両立が急務になっていますが、子育てに必要なサポートが十分に整っているとは言えず、せっかく生まれてきた子供たちが虐待死する事件も後を絶ちません。

一方、フィンランドの出生率は1.71で、日本の1.42に比べて高い水準にあり、子供の虐待死件数も減少、その背景にあるのがネウボラであると吉備国際大学保健医療福祉学部の高橋睦子教授は指摘しています。

日本版は、核家族の進行で不安を抱えがちな子育て世帯に対し、保健師やソーシャルワーカーなどが妊娠から出産、就学までをワンストップで支援する子育て世代包括支援センターのことです。同センターは、2015年度末時点で138市町村が設置、16年度は251市区町村、423カ所まで拡大する予算を確保しています。

紀美野町では「きみの子育て支援ガイドブック」を作成し、保健師による相談が妊娠から出産・就学までできるようになっていてネウボラの役割を果たしていると思います。政府は、同センターをおおむね20年度末までに全国展開するとしていることから、紀美野町で日本版ネウボラ、子育て世代包括支援センターを設置し、さらなる子育てのしやすい町を内外にアピールしてはと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

3点目でございますが、紀美野町オリジナル婚姻届・出生届についてお伺いいたします。

現在さまざまなオリジナル婚姻届がネットでダウンロードでき、どこの役所でも受け取ってもらえるということをつい最近知りました。

和歌山市では、これから結婚する2人の門出を和歌山市ならではの形でお祝いしたい

という思いから、新たにオリジナルの婚姻届を作成しています。南海加太線の「めでたいでんしゃ」の縁起のよさにあやかって鯛と電車が描かれ、市町村に提出する届け出用と記念として手元に残しておく記念用の２種類を作成しています。

また、京都市でも、結婚・出産という人生の大きな節目を迎えられる方を祝福し、生涯のよき思い出とするとともに、京都市に住みたい、京都市に住み続けたいと思っていただくために、京都女子大のゼミとコラボしてオリジナル婚姻届を作成したとしています。

紀美野町でも結婚や出産を祝福するオリジナル届書を作成してはと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上です。

(４番 町田富枝子君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、私から町田議員の１番目のデマンドバスについての質問にお答えいたします。

現在のコミュニティバス６路線につきましては、全て定められた経路を定められたダイヤで必ず運行する路線定期型運行と呼ばれる形態で運行しております。その６路線のうち、三尾川・上ケ井・箕六線と永谷線、もう１つ、真国・志賀野線の３路線において電話予約に基づくデマンド型運行を導入しようと考えております。

三尾川・上ケ井・箕六線につきましては、全区間、全便をデマンド型運行へ移行するものでございます。これにより空車で運行を避けるとともに、美里支所から厚生病院までの高野線と重複する区間を高野線に集約することにより、効率的な運行ができ、地域住民の方々の交通手段を確保することといたすものでございます。

永谷線につきましては、運行内容の変更はありませんが、全区間、全便をデマンド型運行へ移行するというもので、空車で運行を避けるという効率的な運行ができ、地域住民の方々の交通手段を確保することとしたものでございます。

真国・志賀野線につきましては、運行内容の変更はありませんが、県道高野口野上線から鳥居峠停留所までの区間のみに限定してデマンド型運行を導入するというものであります。利用者が少なく、急勾配でカーブが続く枝線の区間を走行するため、改善してもらえないかとの意見もございましたので、区間を限定してデマンド型運行を導入する

ことで運行効率の向上とあわせて利用者の利便性の向上も図るものでございます。

いずれも定められた経路を定められたダイヤで運行するというのは現在と変わりませんが、予約がある場合のみ運行するということで、路線不定期型運行と呼ばれる運行形態に当たり、デマンド型運行の1つに位置づけられるものでございます。予約に基づく運行は初の試みでございますので6カ月間の試行期間を設けてございます。

利用者が減少する中、町といたしましては、地域住民の大切な交通手段を維持していくことを最優先に、運行効率を上げること、デマンド型運行を導入することにより住民の方々に混乱を来さないよう配慮するなどさまざまな方面から協議を重ね、運行事業者とも話し合ってきた結果でございますので、今申し上げましたデマンド型運行の導入で御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 町田議員の2つ目の御質問、日本版ネウボラについてでございます。

日本版ネウボラについては、議員の御質問のとおり、子育て世代包括支援センターのことですので、これについてお答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、平成27年3月20日閣議決定の少子化社会対策大綱及び2015年改定版のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、おおむね平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととされております。

その目的は、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健・医療・福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて妊産婦及び乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築するものです。

本町におきましては、旧野上町の昭和62年から「はぐくみ会」を立ち上げ、保健師・保育士・教育委員会職員などが毎月1回集まり、乳幼児から小中学生までの豊かな子育てのための調査・研究を重ねてきたため、行政間の横のつながりは良好と言えます。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員や読み聞かせボランティア

アほか、多くの方による子育て支援は活発に行われております。

さらに、保健福祉課では、妊娠届、妊産婦や乳幼児訪問、乳幼児健診や相談、各種教室、予防接種、児童福祉、保育所事業など幅広い業務を行い、加えて地域包括支援センターとして高齢者のみならず幅広い相談窓口として機能しているところです。

また、保健師の地区担当制の導入により、年齢の切れ目なく継続したかかわりを続けていくことができいております。

このように国が想定している子育て世代包括支援センターの業務は、本町ではおおむね実施できていますので、来年4月から保健センター型として保健福祉課に子育て世代包括支援センターの看板を掲げ、広報やホームページほか多くの機会を通じて積極的に内外に周知を図っていきたいと考えております。

なお、国のガイドラインは、現在作成中のため未確定の部分もありますが、詳細が決まり次第必要に応じて充実を図っていきたいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） それでは、町田議員の3問目の紀美野町オリジナル婚姻届・出生届について御答弁をさせていただきます。

御質問のオリジナル婚姻届につきましては、ある総合結婚情報誌がピンク色のけい線の婚姻届の用紙を付録にして話題になり、それが広がっているものと聞いてございます。

近隣市町村では、和歌山市、橋本市、岩出市において、子育てや市制施行記念等を目的または趣旨として市独自の婚姻届を作成し、用紙の配付やホームページ等での掲載を行っているようでございます。

御質問の当町でも結婚や出産を祝福するオリジナルの届書を策定してはどうかという御質問でございます。

私どもといたしましては、何よりも届け出を受理する窓口職員の祝福をする気持ちで対応することが最も大切なことと考え受付業務についてございますが、オリジナルの届書についても、そういった意味合いをあらわしたものであると考えるところから、このことについて前向きに研究・検討してまいりたいと考えてございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） このデマンドバスについては、それで結構です。

そして、日本版ネウボラについても、来年4月からしてくださるということで、これなんですけれども、子育て世代包括支援センター、そういうふうなかた苦しい名前ではなくて、兵庫県篠山市では子育て世代包括センター「ふたば」と名前をつけているんです。三田市は「チャッピーサポートセンター」、広島県竹原市は「たけはらっこネウボラ」など、親しみやすい名前をつけてやっていることから、そういうふうな皆さんに親しみのある名前をつけてはどうかと考えます。

もう1つのオリジナルの婚姻届・出生届については考えてくださるというのであれなんですけれども、埼玉県越谷市では、越谷特別市民の「ガーヤちゃん」ってあるそうなんです。そのそのガーヤちゃんバージョンと市の職員がデザインしたものと2種類あるということで、それこそ町の職員が皆さんの門出を祝福するために考えてもいいのではないかと、そのように考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 町田議員の再質問にお答えいたします。

今、議員提案していただいたように、いろいろ研究いたしまして前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 町田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ちょっと今手元に岩出市と和歌山市の婚姻届、こういうふうな様式で配付しているようです。

町田議員言われましたデザインをどういうふうにしていくのかということでございます。ちょっと今のところまだそこまで検討している状況ではないんですが、町内にも芸術を主にした学校もございます。そういうところとまた協定というんですか、お願いしてデザインしていただく、生徒さんも今後、結婚される方も多くおられるということで、もしできるのであればできるのかなという考えを持っているところでございます。



以上です。

○議長（小椋孝一君）                      これで町田富枝子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長（小椋孝一君）                      本日は、これで散会します。

（午後 4時08分）